

b3P.0PH S. D. Hahn
25382

昭和十三年

朝

鮮

水

產

業

朝鮮總督府



Sangbok D. Hahn



A handwritten signature consisting of a long, sweeping horizontal line on the left, followed by a vertical line that curves upwards and then downwards on the right.







凡例

一 本書は朝鮮水産業の變遷並に本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂せり。

二 統計は記事に對し引例に供するを目的とし其の大數を表示するに止めたり。

三 計數は特に其の年月を記載せるものゝ外昭和十二年迄の分を掲記せり。

朝鮮の水産業

目次

第一章 総 説	一
第二章 漁 業	一
第一節 漁 場	六
第二節 漁業の種類	六
第三節 漁 船	七
第四節 漁獲物の處理運搬及水產物冷藏	一
第五節 販賣機關	一
第六節 漁 港	五
第七節 漁業資金	五
第八節 漁業經營費低減施設	四
第九節 漁村振興	三
第十節 漁家の副業	三

目
次

二

第十一節 漁業處分及取締……………元

第三章 養殖漁業……………元

第四章 製造業……………元

第五章 輸移出……………元

第六章 試驗調查……………元

第七章 指導教育……………元

第八章 水產團體……………元

第一節 水產會……………元

第二節 漁業組合及漁業組合聯合會……………元

第三節 朝鮮漁業組合中央會……………元

第四節 水產組合及水產組合聯合會……………元

附圖 朝鮮重要水產物分布圖

[105]

朝鮮の水産業

第一章 總 説

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて一萬七千五百八十糠（九千三百二十五浬）の長きに亘り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖も概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港锚地に適するもの少く、而も沿岸に並行せる太白山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩慢なり。之に反し全羅南道珍島の附近より鵝綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎に達し、廣漠たる干潟を成し且概ね遠淺にして黃海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦海州其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず。又釜山港より珍島附近に至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅碁布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、鎮海、馬山、統營、三千浦、彌助、麗水、羅老島、鹿洞、莞島、木浦其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東西兩海岸の中間に位す。而して暖流

たる對馬海流の一派は、朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流に遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を經て黃海に流入す。又「リマン」海流は露領沿海州に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端竹邊附近より東方に轉じつゝあり。之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝に屈曲、島嶼の散在寒暖潮流の關係等天惠に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに韓國併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ、且水產製品の改良及產額の增加を圖ると共に、一面漁民の知識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、

漁村の健全なる發達を促進せしめんことを期し、漁業令以下水產に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水產製品検査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水產會の施設を助長して水產業の改良發達を促進し、又斯業の獎勵に關しては、國費を補助して優良漁船並に鮮魚冷藏貯藏設備の普及を圖り、一面のり、かき、あさり、はまぐりの增殖施設を助長し、尙最近に於ては漁業經營費の低減施設を講じ、其の他從來の施設を充實して益々其の效果を大にし、更に漁民の教養に關しては實地

に之を指導する等中央、地方相呼應して或は國費を支出し或は道費を支出し以て朝鮮水産業の發達進歩の爲力を致せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの専からずと雖も而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、昭和十二年に於て漁獲高八千九百九十二萬圓、製造高九千三百四十四萬圓に達し漁獲高に於て十三倍二分、製造高に於て三十五倍二分の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、昭和十二年に於て漁獲高三億九百五十三萬圓、製造高二億一千五百七十三萬圓となり漁獲高に於て三倍九分、製造高に於て五倍六分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべし。

尙沿岸秆數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。

漁 船 數	沿 岸 秆 數	漁 場 面 積	區 別		數	內 地 に 對 す る
			內	員		
三六四、二六〇	一、四四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	二八、一六〇	朝	一七、五八〇	朝 鮮 の 割 合
五一、五一九	五一、五一九	五一、五一九	七五〇、〇〇〇	平 方 秆	六・二四	六・二四
	一・四〇		五・二〇			五・二〇

區 別	員		數	內 地 に 對 す る 朝 鮸 の 割 合
	内 地	朝 鮸		
漁業者人口	一、五〇一、八八二人	三九六、〇四二人	一、五〇一、八八二人	二・六三
漁獲高	三〇九、五三六、四三六円	八九、九二〇、三六三円	三〇九、五三六、四三六円	二・九〇

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内、朝鮮に在りては東海岸は百尋線内、西南両海岸は距岸平均約一一杆(六十浬)以内の水面積なり。

前表に依り更に沿岸杆數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸杆數(四杆)に對する

漁 場 面 積	漁 船 数		漁業者人口	漁 獲 高
	内 地	朝 鮸		
一平方杆	一七零隻	二三三隻	一、六〇人	一、七六円
二平方杆	二五七隻	三三三隻	二、六六人	二、三三円
三平方杆	三三三隻	四一三隻	三、六九人	三、四三円
四平方杆	四二一隻	五〇一隻	四、六八人	四、四一円

(ロ) 漁場面積十五平方杆(一平方里)に對する

漁 場 面 積	漁 船 数		漁業者人口	漁 獲 高
	内 地	朝 鮸		
一平方里	一七零隻	二三三隻	一、六〇人	一、七六円
二平方里	二五七隻	三三三隻	二、六六人	二、三三円
三平方里	三三三隻	四一三隻	三、六九人	三、四三円
四平方里	四二一隻	五〇一隻	四、六八人	四、四一円

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄にして、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁場の前途猶縛々たる餘裕の存するを観ふに足るべく、將來養殖適地の廣大なること及沿海州竝に支那海方面に雄飛する餘地尠からざること等に想到せば其の前途の益々洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規は、韓國時代に於ける漁業法を其の嚆矢とし其の後明治四十四年に至り漁業令を制定し尠からざる實效を擧げたりと雖も、爾來年處を経過すると共に、朝鮮の水産業が長足の進歩を遂げ同令を以てしては現下の實状に適應せざる幾多の不備缺陷を生ずるに至りたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定公布し、次で同令施行規則其の他の附屬法規を發布し、昭和五年五月一日より之を施行せり。朝鮮漁業令に於ては漁業権の設定は、行政官廳の免許を受くることを要し、其の免許に依りて生ずる漁業権は之を物権とし、質権を除くの外土地に關する規定を準用せり。従つて之に伴ひ必要なる登録制度を設け、漁業権及之を目的とする權利竝に入漁に關しては之を登録し、漁業権の権利關係を確保すると共に、一般の周知に便ならしめたり。又漁業権の存續期間に付ては從來の更新制度を改めて延長制度とし、其の存續期間を二十年迄とし、更に二十年以内に於て其の延長を許可し得ることとし、漁業資金の融通上に便し且又漁業権の財產的價値の増大を圖れり。而して行政官廳に於て支障ありと認むるときは、免許又は許可したる漁業を制限し、停止し、又は漁業の免許若は許

可を取消し得る場合を規定すると共に、此の場合に於ける補償の途をも設けたり。其の他漁業上必要な土地物件の使用其の他の権利を認め、又漁業者間の紛議に付ては、裁定の途を開く等法規の適用範圍の改定並に漁業制度を整備し、尙漁業の發達に伴ふ水產動植物の濫獲酷漁を防止する爲朝鮮漁業保護取締規則中に諸種の禁令を設け、且最近許可漁業の發達顯著なるものあるに鑑み、魚族の蕃殖保護上、各漁業の實態に徴し夫々此等に關する一定の制限事項を規定し、又漁業組合及水產組合に關する規定を整備し、法人格を有する各聯合會を設立し得るの規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の回游棲息に適し、其の種類、數量豊富にして重要水產物のみにても凡そ百二十種に及び魚類七十五、貝類二十、藻類十五、其の他の水產動物十種を含めり。而して各海岸地勢海況等の關係上自ら重要水族の分布異なるが其の主なるものを摘記すれば東海岸に在りてはまいわし・めんたい・にしん・たら・ぶり・さば・ふか・はたはた・さけ・ます・わかさぎ・あぶらめ・いか・かれい・ひらめ・くじら・ほたてがい・ほつきがい・たらばがに・ずわいがに・けがに・あわび・なまこ・わかめ・てんぐさ・こんぶ等にして、西海岸に在りてはぐち・

えび・ひら・さわら・にべ・あじ・かながしら・えい・まで・あさり・なまこ・たちうお・しらうお・
ひらめ・ほんじい・あみ・ほら等を餽産す。又南海岸に在りては特殊の種族を産せずと雖も漁業上重
要なる種族は概ね之を産しかたくちいわし・まいわし・さば・あじ・さわら・たい・たら・たちうお・
はも・あなご・あこう・ほら・あわび・さざえ・いがい・かき・のり・ふのり・かじめ等を主なるも
のとす。施政以來本府に於てぐち・にべ・まいわし・たらばがに・ずわいがに・けがに・いか・さば
めんたい等の漁場探検及淺海竝に深海探検又は海洋調査等、漁場の開發上貢獻せし所渺からず。而し
て近時朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興竝に東海岸に於けるまいわし巾著網漁業及南鮮に於けるさ
ば巾著網漁業の魚群探検飛行の實施等に依り沖合漁業殷盛を極め更に進んで沿海州、渤海灣及支那海
方面の遠洋漁場開拓の氣運に向ひ著しく漁場を擴大しつつあり。之が爲本府に於ては此の沖合、遠洋
出漁船の指導保護の任に當らしむる目的を以て昭和十年度より二箇年繼續にて優秀指導船照風丸を建
造し昭和十一年十月より就航せしめ、更に昭和十三年度に於ては蘇聯沿海州沖合に於ける漁場の専門
調査船北鷗丸を購入し七月より出動せしめたり。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり。就中重要なは江原、慶北、慶南及全南に於けるかたく
ちいわし揮羅網漁業、防陣網漁業、同焚寄抄網漁業、咸北、咸南に於けるめんたい舉網、同刺網漁業、

同延繩漁業、咸南、慶南に於けるたら防簾漁業、咸北、咸南、江原、慶北に於けるにしん防簾漁業、同刺網漁業、同舉網漁業、慶南、全南並に西海岸に於けるぐち碇船網漁業及たちうお一本釣漁業、黃海に於ける桁網漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採藻業、慶南に於けるたこ釣及このしろ旋刺網漁業、咸南に於けるはたはた舉網漁業、平南、平北に於けるえび柱木網漁業、魚箭漁業、裏張網漁業及防陣網漁業、西海岸に於けるえび醤船網漁業、弓船網漁業及中船網漁業、江原、咸南、咸北に於けるにしん舉揮羅網漁業、さば逐魚網漁業及ほっけ刺網漁業等稍々見るべきものあり。然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍々盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間のひしこいわし地曳網、同權現網、さわら流網、たい延繩、ふか延繩、さば流網、潛水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改締に依り、朝鮮全沿岸に亘り内地人の漁業を認めらるるや、通漁盛となり之と共に移住者亦漸次其の數を増し來れり。斯くて明治四十二、三年韓國併合前後よりは内地人經營の各種の漁業急激に發展し就中巾著網漁業、縛網漁業、大敷網漁業、角網漁業、樹網漁業等内地式の漁業盛況を來し、朝鮮人亦之に刺載せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來の漁業は稍々其の面目を一新するに至れり。殊に打瀬網漁業、鮫鰐網漁業、流網漁業、地曳網漁業、延繩漁業等の如きは全く内地式を模倣し内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲並に其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり。殊に近年に於ける機船漁業特に機船巾著網漁業及機船底曳網

漁業の發達は注目に値す。斯の如く朝鮮水產界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試験、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具、漁船の給與、或は其の補助等各般に亘り指導獎勵の方法を講じ夫々相當の成績を擧げたり。是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮漁業の發達に貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して、現在に於ては約百種の多きに達したるが其の主なるものを表示せば左の如し。

主なる漁業

漁業の名稱	延從業船數	漁獲高	主なる漁獲物
大吉網漁業	三四〇 <small>隻</small>	一、五五八、二四〇 <small>円</small>	ぶり・さわら・ひらす・たちうお
其他の定置漁業	一〇、一二二	九、八一六、七一二	たら・にしん・まいわし・ぐち・えび・たちうお
地曳網漁業	一、一一四	一、六四八、二〇四	まいわし・かたくちいわし
權現網漁業	一、四六六	一、八〇四、〇〇六	かたくちいわし
打瀬網漁業	五八八	一、三二一、五四八	かれい・ひらめ・はも・あなご・えび
鮭鱈網漁業	八、一三一	七、〇九五、二二九	ぐち・にべ・えび・えい

漁業の名稱	延從業船數	漁獲高	主なる漁獲物
機船底曳網漁業	二七三 ^後	五、四七四、八〇三 <small>円</small>	めんたい・かれい・ひらめ・たら・あかむつ・ぐち・たい・かい・ふかい
機船巾著網漁業	二、二五六	二七、七一〇、一九七	さば・あじ・まいわし
流網漁業	九、〇〇〇	七、八六一、八六八	まいわし・さば・さわら・まながつお・ひら・ぐち・にべ
刺網漁業	四、五〇二	三、四〇一、七一〇	めんたい・にしん・ぐち
延繩漁業	一五、六六二	六、二一四、六四五	たら・はも・あなど・さば・めんたい・たい・すずき・えい
一本釣漁業	六、一八五	一、二六五、三七八	たい・たちお・ぐち・あこう・めばる
捕鯨漁業	一五	一、四五三、六〇三	ながす・しろながす
潜水器漁業	二七〇	六四四、八五四	あわび・なまこ・たいらぎ・いたらがい・いがい
裸潜漁業	二二七	九五一、三六二	あわび・さざえ・てんぐさ・ぎんなんそう・さくらそう
捕貝採藻漁業	七、二〇九	三、六九三、六二五	あさり・はまぐり・かき・まで・あげまき・ふのり・わかめ・こんぶ

又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを舉ぐればまいわし三千四百十九萬圓、めんたい六百四十八萬圓
さば六百二萬圓、ぐち四百七十六萬圓、かたくちいわし三百萬圓、にしん二百六十八萬圓、たちうお

二百五十四萬圓、えび二百十二萬圓、かれい百五十七萬圓、あじ百四十七萬圓、たら百三十五萬圓、
たい百二十一萬圓、さわら百十六萬圓、ひらめ百十萬圓の十四種なり。

第三節 漁 船

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船の大部分は日本型及朝鮮型の帆船にして、其の他多少の機船及支那型戎克船あり。日本型漁船は日露戰爭前後より内地人漁業者の刺戟に依り朝鮮人の之を使用するもの漸く増加し、施政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良奨勵の資に充てしめたるが、各道亦朝鮮人漁業者に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付並に船匠講習等を施行せり。尙昭和元年よりは八箇年準繼續事業として沖合漁船奨勵補助を開始し以て優良漁船の普及を圖り併せて沖合漁業の進展に資せんが爲國庫より各道地方費を通じて之を實施し來りたるも、財政の都合に依り昭和六年度迄にて中斷されしが昭和九年度以降更に之を實施することとなりたるものにして、其の實績を擧ぐれば別表の如し。斯くて内地型無動力漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年增加して昭和十二年には二萬八千三十隻に達し漁船總數の五割四分に當れり。然れども其の船質を見るに打瀬網、鮫鱗網、流網漁船等に於ては稍々見るべきものあるも未だ優良漁船の普及充分ならず、概ね小型漁船に止るを遺憾とす。朝鮮型無動力漁船は明治四十四年其の數九千百七十隻なりしものは亦漁業の發展と共に増加し、昭和十二年には二萬四百十隻に達し漁船總

數の三割九分に當れり。元來朝鮮型漁船は其の構造の脆弱、技工の拙劣、作業上の不便等其の性能日本型漁船と比肩し難さを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾向あるを見る。然れども朝鮮人漁民の經濟力及永年の慣習等に依り俄に捨て難きものあるに鑑み本府水產試驗場に於ては特に之が改良を研究し所謂改良型漁船として建造したるものを使用せしめ其の成績見るべきものあり、近時漸く普及せられつつあるを見る。動力附漁船は明治四十二年頃さば、さわら流網機船一、二隻ありしも一時中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船十隻を見たるに始まり昭和十二年には二千五百四十八隻を數ふるに至り、更に近年いわし及さば巾著網漁業並に機船底曳網漁業の發達に伴ひ大型五十噸級の漁船の建造増加の傾向に在りて、今後沖合及遠洋漁業の進展に伴ひ漸次增加すべき見込なり。以上の外平北、平南に於てえび柱木網漁業の爲特に支那戎克船を使用するものあり、其の數詳かならざるも毎年約三百隻に及ぶものの如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの昭和十二年には五萬一千五百十九隻に達せりと雖も朝鮮海漁場の現況よりすれば猶其の數甚だ少く船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と質の向上とを圖ることを要す。而して内地型漁船は從來船匠不足にして其の技工亦概して不充分なるに因り多くは内地より移入したりしも近時鮮内造船業の進歩に依り材料の一部を内地に仰ぐの外主として鮮内に於て造船せられ尙發動機船の如き

も其の大半は鮮内に於て建造せらるるに至れり。

(別表) 年度別各道優良漁船獎勵補助實施表

第四節 漁獲物の處理運搬及水產物冷藏

漁獲物は其の種類、漁獲時の状況若は用途等に應じ鮮魚・鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す。鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外近時冷藏船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり。鹽魚は呑、箱、籠等に容れ或は船艤に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す。其の内地仕向のものは漁業者又は運搬業者に依り主として發動機船を以て漁場及漁業根據地より直接下關其の他の地方に運搬販賣せらるるものにして、特に近時活魚の搬出は注目すべきものあり。尙昭和十二年の運搬船は發動機附漁船一千四十五隻、帆船日本型一千八百八隻、朝鮮型一千三百七十三隻、其の他百四十四隻合計四千三百七十隻に達せり。

鮮魚の處理運搬に使用する氷は一箇年約十一萬五千餘萬噸内外に達し之が供給は鮮内より約十萬噸内地方面より約一萬五千噸とす。而して鮮内の供給は人造氷約十萬噸にして、天然氷は二百噸に過ぎず内地よりの移入數量一萬五千噸は下關を主とし全量の八割、其の他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割とし内地に往來せる鮮魚運搬船之を積載移入す。是等は内地出帆の都度氷を積載して適當の荷足と爲し航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て、鮮魚の市場變更せざる限り、縱令朝鮮產氷の供給數量豊富となり、其の全量に對する供給力あるに至るも、將來俄かに内地製氷の供給を杜絶せしめて之に代り得べきに非す。

漁業用水に關しては之が配給の圓滑を圖らん爲昭和二年以降昭和六年度に至る五箇年間水產物冷藏用製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ひ之が設置を獎勵したる結果補助金總額十一萬四千七百二十七圓、十噸製氷工場十一、貯氷庫十九の建設を見、製氷冷藏事業の開發促進に資する所頗る大なり、されど漁業の發達と共に漁業用水は益々不足を來し殊に近來滿洲及支那方面への鮮魚の輸送激増し昭和十二年に於ては鮮魚の滿洲向輸出は百十七萬圓に達せる狀態にして水の需要は益々増加し來りたり。此の時に當り昭和十二年度以降昭和二十一年度に至る十箇年間漁業經營費低減施設補助事業の實施に依り水產團體の漁業用製氷冷藏及冷凍設備に對しては設置費補助を與ふることとなり斯業の發展は大いに期待せられ低廉にして且豊富なる漁業用水の配給も可能となるべく殊に冷凍、冷藏設備に依りては凍魚の生產及鮮魚の保藏を爲し鮮魚の配給を圓滑ならしめ且魚價の調節を圖る等其の水產業上に及ぼす影響大なると共に現下時局に於ける食料問題に寄與する所大なるものと期待せらる。從來南鮮方面に於ては製氷、冷藏設備比較的發達し魚價も内地の市價に接近する傾向にありしも他の地方に在りては製氷、冷藏設備少く殊に西海岸に於ては適當なる保藏設備なき爲漁業の發達著しく遲れたるも今後此等諸設備の擴充利用に依り將來益々發展すべし。

第五節 販賣機關

水產物競賣市場は大正年間初期迄は専ら私人の營利事業として經營せられ而も之が監督の法備はら

す、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすこと妙からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水產物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營並に營業に付ては許可を要することとせしが、昭和十三年十一月末現在に於ける魚市場數は十六にして其の經營並に營業許可を受けたるもの會社六、組合一、公共團體一、計八、經營許可のみを受けたるもの公共團體八、營業許可のみを受けたるもの會社六、組合一、個人一、計八なり。而して其の販賣に羅賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手數料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二分、鹽乾魚は三分乃至七分を徵收し、更に其の一割五分内外を仲買人に歩戻金として交付す。荷主に對しては其の販賣代金中より、手數料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す。又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり。通常仲買人より身元保證金を徵收す。而して昭和十二年の取扱高數量一千七百九十九萬九千二百班、價額五百八十六萬四千圓を算せり。

水產物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水產物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし。之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す。客主又は旅閣は漁業者又は荷主の委託を受けて仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便し、又荷主の爲に貨物保管に任する機關に

して地方に依り古來一種の株と成れるを以て、新に該營業を開始せんとする場合には、賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣人と折衝し其の値段を決定す。

近時漁業組合の普及發達に伴ひ其の施設事業として魚價の公正を維持し且漁利の増進を圖ると共に一面魚族の蕃殖保護に資する目的を以て組合員及組合員外の漁獲物の委託販賣を施行するもの多きを加へ、水產物販賣機關の中心勢力を占め魚市場に代替し逐年顯著なる成績を收めつつあり。而して委託販賣事業の經營は生産者及消費者の福利増進を主とし、其の販賣設備、仲買人及販賣の方法等は魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るも可及的經費を縮減して手數料の輕減を圖り出荷の獎勵に努めつつあるを以て、漁業者の漁獲物販賣上の利益極めて甚大なるものあり。昭和十二年度末漁業組合總數百九十七中、委託販賣を施行するもの百九十一組合、其の取扱高四千四百萬圓に及べり。此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり。本業者は主として下關其の他内地に根據を有し、漁業者の要求に應じ漁獲物の引渡を條件として相當の漁業資金を貸付し、漁期中常に運搬船を漁場に廻航し漁獲物の引渡を受け、又は特に買收して之を内地に運搬販賣しつつあり。

第六節 漁港

朝鮮沿岸の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるる港灣約三百箇所を有すれども、其の多數は天然の形成に放任して絶えて人工を加へず。是蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繫、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、年々港灣の不良に因る漁船の遭難甚多く、船體の損傷極めて多數に上るのみならず死傷者亦尠からざる状態にして殊に昭和五年、昭和八年、昭和九年及昭和十一年の暴風は何れも近年稀有の慘事を極めたりしが、沖合及遠洋漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も年々増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、大型漁船の增加に伴ひ相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事たるに至れり。

茲に鑑み本府は北鮮の要地清津に完備せる漁港を修築すべく總工費百三十八萬圓を投じ、昭和八年工を起し既に第一期及第二期工事を完了せるが該完成地域には水產關係の會社、團體相踵いで工場其の他の施設を爲し港頭一偉觀を呈するに至れり。然れども水產業の躍進に伴ひ漸次其の地域狹隘を告ぐるに至りたるを以て清津府に於ては昭和十二年度十八萬圓昭和十三年度二十萬圓の工費を以て第三期工事を開始し現在着々進捗中に於て其の完成の曉には水產業の進歩發展に更に偉大なる貢獻を爲すべきものと期待せらる。

然れども全鮮的に見るとときは港灣の設備他に見るべきもの極めて少く大正元年以降地方費、府、邑

面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し緊要なる箇所より漸次完成に努めつつあるも其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは大正十一年度以降の事に屬す。其の漁港修築の實績を概記すれば左の如し。

(一) 國費にて修築したるもの

道名	港名	工事の概要	施行年度	工費	事業主體
咸北	清津漁港	埋立突堤 長幅長幅 長サ 七三六米 四丈 五二〇平方米	自大正十一年度 至昭和十八年度	一,三〇〇,〇〇〇円	國
慶南	鎮海港	埋立棧橋 長幅 二、七五〇坪	自大正十一年度 至十四年度	一四〇,〇〇〇円	國
計	總	埋立突堤 長幅長幅 長サ 七三六米 四丈 五二〇平方米	自大正十一年度 至昭和十八年度	一,三〇〇,〇〇〇円	國

(二) 國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港灣名	工事の概要	施工年度	總工費	國庫補助	地方費	府費	面費	寄附金	事業主體
咸北	清津港	築防波堤 北防波堤 防波堤 堤石三米 の復舊改 造六間	昭和三、四年度 昭和五、年度	一、五〇〇,〇〇〇円	一、三〇〇,〇〇〇円	二、五〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	同 清津府
咸南	龍臺港	防砂堤 防砂堤 防砂堤 防砂堤 堤石三米 の復舊改 造六間	自昭和四、五年度 至昭和五、六年度	一、六〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	二、五〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	同 清津府
江原	大浦港	防砂堤 防砂堤 防砂堤 防砂堤 堤石三米 の復舊改 造六間	昭和五、六年度	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	二、五〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	同 清津府
同	新昌港	漁大津港	自昭和四、五年度 至昭和五、六年度	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	二、五〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	同 清津府
同	汀灘港	外翁峙港	護締防波堤 岸切砂 柵堤 修理合 計三米 間	昭和五、六年度	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	二、五〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	同 清津府
同	同	同	導導防 水吐 防波堤 修理 工程 間	自昭和四、五年度 至昭和五、六年度	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	二、五〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	同 清津府
同	注文津港	外翁峙港	導導防 水吐 防波堤 修理 工程 間	自昭和四、五年度 至昭和五、六年度	一、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	二、五〇〇,〇〇〇円	三、五〇〇,〇〇〇円	一、五〇〇,〇〇〇円	同 清津府

同	同	同	慶北	浦項港	同	同	同
同	同	同	庫底港	厚浦港	同	同	墨湖津港
甘浦港	九龍浦港	江口港			防波堤	防波堤	防波堤
防波堤	防波堤	浚埋制水工 右岸導水堤 四、六八 米 六四 平方米	川切 砂堤 切開 堤	右岸 制水工の增設 左岸導水堤 三、四四 米 三四四 平方米	右岸導水堤 浚工 三、四四 米 三四四 平方米	防砂堤 丙乙 五〇〇米	防砂堤 甲 五〇〇米
益間	益間	自大正二年 度	至昭和三 年度	自大正二年 度	自大正七 年度	自昭和九 年度	自昭和四 年度
自大正二年 度	自大正十二 年度	自大正二年 度	至昭和三 年度	自大正二年 度	自大正九 年度	至昭和七 年度	自昭和四 年度
十六、五八	二一、八六	二九、六七	七、五六	三、六八	一、五〇〇	三、七〇〇	一〇、三八
十六、五八	二〇、七〇	二九、六六	四、〇〇	四、八〇〇	六、五〇〇	一〇、七〇〇	十六、二六
三三、〇〇	一〇〇、〇〇	二九、八二	三、五六	三、五〇〇	三、五〇〇	一一〇、〇〇	二六、一四
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
陽北面	滄州面	同		地方費	同	同	同

道名	港灣名	工事の概要	施行年度	總工費	國庫補助	地方費	府費	面費	寄附金	事業主體
慶南	滿勤島港 (通稱山地港)	防埋波堤立一、九六坪	自大正四年度	六、四三円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	金山府
同	方漁津港	防波堤二五間	至昭和二年年度	四六七、零六円	二三〇、四五〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
全南	釜山港	上物岸埋立二、二四平方米	自大正二年年度	二九八、〇七円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
同	別刀港	防波堤切取二五間	至昭和三年度	一、九〇〇円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
全北	樹子港	防波堤切取二五間	自大正五年度	一、九〇〇円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
黃海	海州港	防波堤三〇米	自大正六年度	一、九〇〇円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
同	於青島港	防波堤一〇〇間	自大正七年度	一、九〇〇円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
延坪島港	防波堤 起埋重立船塹 三〇、八五 一六〇米 三臺	防波堤三〇米	自大正六年度	一、九〇〇円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
防波堤	防波堤 三〇米三 三臺	防波堤一〇〇間	自大正七年度	一、九〇〇円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
至昭和六年度	自昭和三年度 至大正二年年度	自昭和三年度 至大正二年年度	自昭和二年年度 至大正六年度	一、九〇〇円	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
一、九〇〇	四六七、零六	五七〇	六三一八	一、九〇〇	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
一、九〇〇	四六七、零六	三、五〇	二三、九六	一、九〇〇	一、三〇〇(田地方費)四〇〇円	同	同	同	同	同
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同	同	地方費	濟州面	同	同	地方費	金山府	同	同	事業主體

(三) 公共團體等に於て修築したるものにして主要なるもの

平 南 漢 川 港	船溜造成 上物埋 揚立 一棟 一九七米	昭和四、五年度	六、七六三	三二、九〇〇	二十五、三三	一	六、五〇〇	同
計								

道 名	港 灣 名	工 事 の 概 要	施 行 年 度	工 費	事 業 主 體			
咸 北	西水耀港	防波堤	大正十三年度	六、六三三	芦西面			
江 原	斐津港	防砂波堤延長	三〇間	至同十八年度	六、〇〇〇	道川面		
同	汀灘港	防波堤	二八間	大正十一年度	四、五〇〇	三陟面		
全 南	墨湖港	修理	昭和七年度	二、〇〇〇	地 方 費			
輸 林 港	西歸浦港	防波堤	一一九間	大正十四年度	一、九〇〇	濟州島西歸面		
防 波 堤	側防護岸道路溝堤場路	修理	昭和五年度	（内地方費八、〇〇〇）	大 幅 面			
五 三 米	一五一五 一三 六七一間 坪間坪五	一						

道名		港湾名		工事の概要		施行年度		工費		事業主體	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	忠南	道
猪島港	漁化島	今卜港	白石浦港	龍湖島港	龍湖島港	海州港	小舞衣港	薺島港	舊島港	仙掌港	港灣名
物突揚場堤	突堤	突堤	突堤長	護岸埋立	附木突屬造堤護岸構造	埋立物揚場	檢石防波	取荷護揚道	燈荷揚岸	荷揚場改築	工事の概要
四三〇七米	九五、二米	二〇〇米	八五〇〇米	五四〇坪	二一五二八間間間	二〇〇〇坪	六三四米	延長二一五三箇一米所米	堤岸	幅延長一七間六六五	施行年度
至昭和十三年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和十二年度及	昭和十一年度	大正十四年度	大正十一年度	昭和十一年度	同	昭和六年度	大正十年度	工費
吳一益	同	同	四、500	三、400	一六、一九	一八、一〇	一七、二〇	六、五〇	同	七、六六	仙掌面
同	同	同	同	同	道費	同	道費	同	地費	地費	事業主體

(四) 窮民救濟事業として國庫補助を與へ修築したるもの

咸鏡北道	道名	昌麟島	蘇江港	兼二浦港
城津漁港	港灣名	統營港	防砂堤	物揚場堤
至昭和六年年度	施行年度	突堤	一八〇米	一八、四五〇米
三六〇〇〇	總工費	同荷揚場修理	昭和八年度	昭和九年度及
一六三〇〇	國庫補助	四五箇所	二一〇米	二、八三〇
地方費	事業主體	新設	昭和九年年度	三、八六〇
寄道費負擔	備考	修理	大正十五年度	四、九三〇
三〇〇〇〇		五十五六年長幅延長	昭和三年度	同
		五十六年三間五	大正十五年度	三、八六〇
		八間三間五	昭和十五年度	同
		米九間五	大正十五年度	三、八六〇
		昭和五年度	昭和三年度	同
		大正十五年度	大正十五年度	三、八六〇
		昭和十五年度	昭和三年度	同
		同	同	同



		慶尙南道		(釜山港防砂堤)		釜山府		釜山府負擔		釜山府負擔	
		同		大邊港		昭和七年度		五〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇	
		同		長承浦港		昭和十年度		一五〇,〇〇〇		一五〇,〇〇〇	
		同		金釜山陸域 其ノ船溜整理工事		自昭和九年度		五〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇	
		同		長承浦港		至昭和二年一度		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		全羅南道		翰林港		(擴張)		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		同		於青島港		自昭和九年度		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		全羅北道		群山漁港		至昭和六年度		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		同		忠淸南道		大川港		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		忠淸南道		金浦港		同		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		黃海道		鎮南浦漁港		自昭和六年度		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		平安南道		同		至昭和六年度		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		同		平安北道		登串港		三五〇,〇〇〇		三五〇,〇〇〇	
		計				一,〇四〇,〇〇〇		一,〇四〇,〇〇〇		一,〇四〇,〇〇〇	
		寄府道費負擔附		同		同		同		同	
		寄府道費負擔附		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同		同		同		同	
		同		同							

(五) 時局應急施設として國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
江原道	束草港	自昭和七年度 至昭和九年度	二七〇,〇〇〇円	二七〇,〇〇〇円	道費	道費負擔
同	汀灘港	二六、〇〇〇	二三、〇〇〇	同	同	四、〇〇〇円
慶尙北道	丑山港	同	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	同	同
慶尙南道	大邊港	同	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	同	同
全羅南道	於蘭鎮港	同	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	同	同
忠淸南道	大川港	同	一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	同	同
黃海道	大青島港	自昭和七年度 至昭和九年度	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	面費	面費負擔
平安北道	登串港	同	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	同	同
計			六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	面費負擔	一〇、〇〇〇

(六) 地方振興土木事業として國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
江原道	厚浦港	昭和二十年度	七〇,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	道費	寄道費負擔
慶尚北道	浦項港 (擴築港)	昭和二十一年度	九〇,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	同	寄道費負擔
慶尙南道	三千浦港	昭和二十一年度	一〇,〇〇〇円	六,〇〇〇円	同	寄道費負擔
全羅南道	巨文島港	昭和二十一年度	一〇,〇〇〇円	六,〇〇〇円	同	寄道費負擔
黃海道	龍台港 (擴築港)	昭和二十一年度	五〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	同	寄道費負擔
咸鏡北道	濟津漁港	昭和十二年度	一,〇〇〇,〇〇〇円	六,〇〇〇,〇〇〇円	同	寄道費負擔
計			一,〇〇〇,〇〇〇円	六,〇〇〇,〇〇〇円		

(七) 地方土木工事として國庫補助を與へて修築中のもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
慶尙南道	濟津漁港	昭和十三年度	四〇,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	道費	寄道費負擔
咸鏡北道		昭和十三年度	五〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	同	寄道費負擔
彌助港		昭和十三年度	一,〇〇〇,〇〇〇円	六,〇〇〇,〇〇〇円	同	寄道費負擔
道費	濟津府		一,〇〇〇,〇〇〇円	六,〇〇〇,〇〇〇円	同	寄道費負擔
寄道費負擔			一,〇〇〇,〇〇〇円	六,〇〇〇,〇〇〇円		

道名	港湾名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體
全羅南道	基瑟浦	昭和十三年度	七七,000円	四六,300円	道費負擔 同
同	翰林	同	七七,000	一九,800	同
忠淸南道	長項港	自昭和十三年度 至昭和十三年度	六〇,600	三六,600	道費負擔 同
黃海道	海州港	自昭和十三年度 至昭和十三年度	四〇,000	二〇,000	道費負擔 一四,100
計		一五〇,600	七七,600	四六,300	道費負擔 三六,600

(八) 一般補助事業として國庫補助を與へて修築中のもの

道名	港湾名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體
江原道	汀灘港	自昭和十三年度 至昭和十三年度	一五〇,000円	一五〇,000	道費負擔 同

第七節 漁業資金

漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖も統計其の他の材料を基礎として之を推算するに漁船千八百萬圓、漁具千四百萬圓、運轉資金八百萬圓、合計四千萬圓の巨

額に達すべし。而して右投資額中經營者の自己資金と目すべきのものは、大體千九百萬圓にして、他の二千百萬圓は借入金なり。而して其の借入金中漁業組合、朝鮮銀行、朝鮮殖產銀行東洋拓殖株式會社、金融組合、道費又は朝鮮内魚市場の貸出に係る比較的低利と目せらるるもの約一千四百十一萬圓を除く六百八十九萬圓は地方金貸業者又は魚問屋業者或は魚類運搬業者の貸出に係り、少くとも年三割以上の高利を以て借入るるか、又は無利子を標榜するも債務者の漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして常に市價に比し安價に引取らるるを以て事實に於ては高利に相當し、漁利の大部 分は之等の者に壊滅せられつつあり。誠つて漁業の狀態より見るに近時動力附漁船に依る稍々大規模の漁業發達し、従つて之が漁業者は運轉資金の融通比較的容易に行はれつつありと雖も尙沿岸の小漁業者大部分を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱にして、勢ひ前述の如く高利債の桎梏を免ることを得ず、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる者渺からざる状況に在り。之に對し本府に於ては低利資金の融通を圖り、漁業の發展と漁業者の福祉を増進せしむる目的を以て、漁業組合又は水産組合の擴充を促し之等組合をして、資金の造成に努めしむるは勿論一面預金部低利資金等の融通に努めつつある所にして、漸次良好なる成績を擧げつつあるも未だ全般に亘り之が施設の徹底を見るに至らざるを遺憾とす。漁業資金供給系統を示せば左の如し。

漁業資金供給系統圖

當業者自己資金
(推算額一九,〇〇〇千圓)

預金部低利資金——銀行——漁業組合聯合會

簡保資金——道

漁業資金
(推算額四〇、〇〇〇千圓)

普通資金——金融組合聯合會

(三四千圓)
金融組合聯合會
(五七千圓)

漁業組合聯合會
(五、四六七千圓)
漁業組合聯合會

銀 行
(一二〇三六千圓)

漁業組合聯合會
(二、三二六千圓)

水產組合
(五、一四三千圓)

借入金
(三一、〇〇〇千圓)

高利資金
(八九〇千圓)

問屋業者
地方金貸業者
運搬業者

當業者

(註) 簡保資金とは朝鮮簡易生命保険積立金資金預入に依る預金部資金を謂ふ

第八節 漁業經營費低減施設

燃料國策の樹立に伴ひ昭和十二年度より漁業用燃料重油の輸入税の免除制度撤廢せられ、從つて之に因る油價の騰貴は漁業者の負擔を急激に過重ならしむるのみならず延ては朝鮮水産業の消長に及ぼす影響甚大なるものあるに鑑み之に對應し更に斯業一層の發展を期せんが爲昭和十二年度以降十年間毎年約四十一萬圓(初年度は二十三萬圓)の國費を支出し漁業經營費低減施設の實施を助成することとなり、之が運用の實を擧ぐる爲昭和十二年十一月六日朝鮮總督府令第百七十三號を以て朝鮮漁業經營費低減施設補助規則を發布し即日施行を見たり。而して其の事業の内容は漁船用重油發動機の優良化を圖る爲其の購入及据附に要する費用、漁船の能率増進の爲必要なる漁船の改裝を勵奨する爲之に要する費用、漁業用燃料油貯藏設備を充實する爲其の新設、増設、改設又は購入に要する費用、漁業用製氷冷藏設備の普及を圖る爲其の新設、増設、改設又は購入に要する費用、漁船乗組機關士の養成に資する爲之に要する費用等に對して夫々一定額の補助金を交付する方法に依るものにして昭和十二年度の實績別表の如し、尙本事業は朝鮮水産業の現狀に照し極めて重要性を有する事業なるに鑑み昭和十三年度よりは更に五項目の補助施設を附加し以て中小漁業者の經濟を緩和し本補助事業の完璧を期することとなり、昭和十三年五月十一日朝鮮總督府令第九十六號を以て右補助規則中一部を改正し之に基き實施中なり。而して新規に附加せられたる事業は昭和十三年度以降九年間毎年約二十一萬圓の國費

を支出し各施設の實施を助成するものにして、其の内容は漁業用運搬船の普及を勧奨する爲之が建造又は購入に要する費用、漁業用燃料油運搬船の普及を勧奨する爲之が建造又は購入に要する費用、漁業用冷凍設備の普及を圖る爲其の新設、増設、改設又は購入に要する費用、漁船の船體又は機関の修理設備を充實する爲其の新設又は増設に要する費用、漁業用品の共同購入施設又は水産物の委託販賣施設の改善を圖る爲之に要する費用等に對して補助金を交付するものなり。而して本令の適正なる運用に依り漁業者の利益を増進し斯業の振興に資し以て漁業経費の低減を具現し其の目的達成に萬全を期しつつあり。

昭和十二年度漁業經營費低減施設補助実績

種 別	件 数	補 助 狀 況	補 助 金 額		
			件	數	額
大型焼球機関ディーゼル化補助	一二	件			
小型焼球機関優良化補助	五〇	件			
機 關 士 養 成 費 補 助	一	件			
燃料油貯蔵設備費補助	七、四〇〇	件	一三、〇〇〇	九九、〇二〇	六四、八〇〇円

製水及冷蔵設備費補助	一五、〇〇〇	
指導員設置費補助	五、七七〇	
合計	二〇四、九九〇	
	五五〇	

第九節 漁村振興

施政以來本府は各種施設の擴充に依り半島水産業の發展を圖ると共に沿岸漁村に漁業組合の設立を勸奨して之が合理的活動を促し、以て銳意漁村の堅實なる發達に努め來りたるも、現下朝鮮に於ける漁村大衆の民度は極めて低く從つて時代の進運に順應する漁村の發展向上は到底之を漁村自體の力にのみ期待し得ざるのみならず、由來漁業は其の業態上相當の危險を伴ふを以て漁民は動もすれば刹那的享樂に耽り勤儉力行の精神に乏しく恒心齊家の責任觀念に缺くる風なしとせざるを以て、萬一の不漁遭難等に際しては殆んど再起の餘力を有せず忽にして生活の道を失ふに至る者少しあとせざる状態に在り。

茲に於て本府は昭和八年農山村と共に朝鮮統治の根幹とも稱すべき統治史上未だ曾て見ざる劃期的の施設として、漁村の振興、漁家更生の一大振興運動を提唱し、爾來半島の上下を擧げて本運動の遂行に邁進し來れるが、更に昭和十年漁村に於ては其の特殊性に鑑み漁村獨自の振興計畫を實施するこ

ととし、半島全面に亘る漁家更生指導部落十年擴充計畫を樹立するに至れり。即ち今之が施設の概要を述ぶれば全鮮一千七百九十六の漁村部落に對して年々漁家更生指導部落を設定し、此等指導部落に於ける貧窮漁家戸々の五箇年更生計畫を樹立せしめ、以て精神的自覺自醒を基調とする物心一如の更生指導を加へんとするものにして、特に又漁家は其の主たる經濟が金錢經濟に依存し且其の業態も他に比し一層自然の危險性多く經營上の不安勘からざる實情に在るを以て、漁家更生の指導目標を「現金收支の均衡」「負債の根絶」「備荒貯蓄」の三點に置くと共に之が第一線に於ける指導も亦主として漁業組合をして行はしむることとせり。斯くて本施設の圓滑なる遂行を圖る爲昭和八年度より特に漁業組合共同施設費として年額四萬圓の國庫補助金を支出し、又昭和十一年度より漁業組合の漁村振興指導職員設置費として三萬圓を補助する外、中堅人物の養成に關する各種施設等に對しても夫々國庫補助を爲し之が助成に努め、漁業組合を中心とする關係公私機關の協調と官民一致の總努力とは今や全鮮の津々浦々に到る迄漁村振興、漁家更生の氣運を横溢せしめ、或は漁業經營の改善に或は兼業副業の改善獎勵に其の他生活風紀の改善等自力共勵以て半島の漁村を眞に浦安の樂土たらしむべき本事業の崇高なる理想は着々其の實現を見つつありて、昭和八年以降に於ける本施設に基く漁家更生進捗狀況を示せば次の如し。

												道名		區分			
													組合數	漁業數合組			
													部落數	村落數部			
													(指導部落數)	及於ケル既更生家庭戶數			
													戶數	戶數家庭			
													部落數	更生指導部落數			
													戶數	戶數家庭			
													部落數	更生指導部落數	計		
江原道		平安北道		平安南道		黃海南道		慶尚南道		慶尚北道		全羅南道		忠淸南道		京畿道	
八	二	一〇	三	六	三	四	四	七	八	八	八	一〇	一〇	三	八		
八	五	九	一〇五	七	三	五	五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五	三	一〇	一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇								
一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
三	五	四	九	八〇	六	四	四	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一〇九	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三										
三	一五	四	二	三	三	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四六五	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九										
〇	一六六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

道名	区分		組合漁業數		昭和十二年度於ケル既更生部落及漁家戸數		昭和十三年度於ケル既更生指導部落及漁家戸數		計
	組合數	部落數	部落數	戶數	部落數	戶數	部落數	戶數	
咸鏡南道	三	一六九	五五	六二	二	二	一六	一	
咸鏡北道	一	一三	四〇	五五	一九	三〇	二〇	七二	
合 計	一〇	一七九	四二	九九	六一	一〇〇	五八	一四〇九	

第十節 漁家の副業

朝鮮漁業の全般に就て見るとときはその發達顯著なるものありと雖も、猶局部的には規模小且技術幼稚にして地先沿岸漁業に從事するもの尠からざるを以て比較的閑散期を有すると共に其の収益亦少く殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷に際し流水を見る地方に在りては、全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上、本業のみにては生計を支持し難く從て副業を營む者比較的多く且其の種類亦多種に瓦れり。而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上、農業に從事する者大部分を占めたりしが、併合以來各種產業上の施設獎勵に伴ひ漁家の副業にも自ら變遷を見るに至れり。即ち新に養蠶の如き或は器械製網の如き副業を生じ、又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に回漕業を兼營する者

を生じたるが如き之なり。内地人在りては當初漁業を目的として移住し、主力を之に傾注せるが故に、朝鮮人漁業者に比し漁獲高遙に多く副業を營む者比較的少かりしも、近時漁閑期を利用し、之に從事せんとする者漸次増加の傾向を生ぜり。漁家副業の種類は内地人、朝鮮人に共通的のもの多く、其の主なるものを擧ぐれば、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鷄、各種農産加工、雜貨販賣等ありて、之が副業を營む漁家の數は、各其の總數に對し内地人は四割、朝鮮人は六、七割に相當するものと推せらる。漁家の副業に就ては從來自然の發達に委ね、何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て近時朝鮮に於ける農山漁村の振興運動に伴ひ各道に於ても有利適切なる副業を調査選定して益々之が普及を圖りつつあり。

第十一節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て漁業法及其の附屬法規を制定實施せしが不備の點渺からざりしを以て、明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に漁業令施行規則其の他の附屬法規を發布し翌年之を施行せり。然るに漸次漁業の發達と社會各般の事情の變遷とに伴ひ、同令も亦幾多の不備缺陷を生じたるを以て昭和四年一月朝鮮漁業令を制定し、次で附屬法規全般に涉りて改正を加へ、昭和五年五月一日より之を施行せり。現行令に於ては免許を受くべき漁業を六種、許可を受くべき漁業を十六種とし、其の他の漁業に付ては總て届出を要することとせり。而して漁業權

は免許を受くることに依りてのみ設定し得るものにして、之を物權として土地に關する規定を準用し漁業權及之を目的とする權利並に入漁に關しては、登録制度を設け、其の權利の確保を圖り、漁業權の存續期間は、之を二十年以内とし從來の更新免許制度を廢して延長許可制度に改め以て財產權としての價値の増進を圖れり。而して舊令公布の當初より免許漁業は總て朝鮮總督の免許を受くることとなしたるが、中途事務簡捷並に地方分權の主義に則り、特殊の事情あるものを除くの外は其の處分を道知事に委任することとし、朝鮮漁業令に於ても亦此の方針に依り、專用漁業及養殖漁業（藻類の養殖漁業を除く）の二種を朝鮮總督の權限とし其の他の漁業は總て其の處分權を道知事に委任したり。許可漁業は捕鯨漁業、「トロール」漁業、工船漁業、機船底曳網漁業、潛水器漁業及機船巾著網漁業の六種に付ては朝鮮總督、其の他の十種に付ては、道知事の許可を受くるを要し、許可の期間は許可の際行政官廳之を定むることとせるが、捕鯨漁業、「トロール」漁業及工船漁業は規模大にして資本的企業に屬し、相當長期間の安固性を要するを以て之を十年以内とし其の他の漁業は五年以内と限定せり。届出漁業は總て之を道知事に届出でしむることとし、届出の有效期間は三年以内に於て届出受理の際道知事之を定むることとせり。免許漁業及許可漁業の出願又は申請に對する處分は、獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係あるを以て、極めて其の處分を慎重にし、盡業者を排除するの方針を採り來れる結果、漁業の經營漸次真摯に赴き漁業に關する諸法規の完備と相俟つて、

一層斯業の向上發展を見るに至れり。而して明治四十二年以降昭和十二年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願五萬七千二百八十一件中免許件數は二萬三千三百五十三件、許可漁業申請三十二萬一千九百八十五件中許可件數は二十九萬五千七百四十九件、届出漁業二十八萬百八十七件に達せり。

水產動植物の蕃殖保護に關しては、明治四十四年六月漁業令と同時に漁業取締規則を發布し、之が取締上諸種の禁令を設け、其の後屢々之を改正整備したるが、近時斯業の急速なる發達に依り、猶實狀に適合せざる點渺からず。茲に於て昭和四年一月朝鮮漁業令制定公布と同時に、新に朝鮮漁業保護取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法は之を制限又は禁止すると共に、從來各道取締規則中に規定せられたるものにして、朝鮮に於ける代表的又は各道共通的のものに付ては、朝鮮漁業保護取締規則中に統一規定し、其の漁場、漁期又は體長等に關しては、採捕上一定の制限を加へ、同時に河川漁業の保護に付ては、遡河魚類の通路を害すべき工事を取締るの規定を設けたり。又魚族の蕃殖保護及漁業取締上極めて有害なる有毒物、爆發物又は電流を使用して爲す漁業の禁止に關する規定を整備し、之が違反者に對する制裁を一層嚴にしたり。尙同規則中に規定するものの外、特に一地方に限り水產動植物の蕃殖保護上、之が取締の要あるものに付ては、大正六年五月制定せられたる各道漁業取締規則の改廢を行ひ、以て一層之が取締を適正周到ならしめ、漁利を永遠に保持するの途を講じたり。又漁業制限の顯著なるものを擧ぐれば捕鯨漁業に付ては明治四十年韓國政府に於て、捕鯨管理法

を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限し、爾來多少の改廢を經て今日に於ては捕鯨船數を十二隻に定めたり。「トロール」漁業に付ては大正元年及同二年に禁止區域の改正ありたるも、今尙朝鮮に於ては從業を見ず。機船底曳網漁業に付ては、從來其の許可に當り船數を制限し、禁止區域を定め、以て沿岸漁業者との衝突を防ぎ蕃殖保護を圖る所ありたるが、從來道處分に屬したるを以て、各道別に夫々操業區域並に許可隻數を制限規定せられたる爲、漁業の性質上操業區域狹隘に失したるを以て、朝鮮漁業令施行と同時に之を擴張し、全沿岸を六區に分ち、各區に於ける許可數を限定し、同時に從來の禁止區域の一部を變更規定せり。從つて朝鮮に於ける本漁業は、内地に比較し、極めて合理的に且順調なる發達を見つつあり。潛水器漁業に付ては從來操業區域を全沿岸を三區に分ちて各區に於ける許可數を定めたるも、現今の實況に應じ更に之を四區に改め、臺數の整備と漁獲物の統一を圖りたり。尙新に工船漁業に關する許可制度を設け、定限數を五隻とし昭和五年鱸工船漁業の出現を見るに至りたるが、昭和十年に至り廢業せり。

漁業取締に從事する警備船は汽船四隻、發動機船十七隻を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業の取締に當らしむることとし、尙慶尙南道及全羅南道には漁業取締船を備へ専ら沿岸及沖合漁業の取締に當らしめ、その他各道水產試驗船をして漁業取締をも兼ねしめつつあり、又昭和二年度に於ては從來各道に於て沖合の取締を至難とせられたる缺陷を補はんが爲本府に漁業取締船朝

風丸を建造し主として沖合漁業の取締に從事せしめ前者と相俟つて其の完璧を期することとせり。尙昭和十一年竣工せる遠洋漁業保護監視船照風丸亦漁業取締の任を兼ねつつあり。

第三章 養殖漁業

朝鮮在來の養殖漁業としては、全羅南道の光陽及莞島、慶尙南道の河東等に於けるのり養殖漁業のみにして何れも百數十年前の創始に係れるも、其の區域、產額等に付ては何等文献の徵すべきものなく詳かならず。

日清、日露の兩役を前後にして内地より通漁及移住者等の出現を見たるが漸次之が増加と共に養殖漁業の有望なるに着眼する者ありて、明治四十三年以來咸鏡南道のかき、忠淸南道及京畿道のあげまき、全羅南道、慶尙南道ののり、かき、はいがい及もがい等の養殖を企圖する者簇出したるも、氣候風土を異にする朝鮮に於て、内地式養殖法を其の儘採用したる關係上、所期の成績を擧ぐるに至らずして其の多くは中途廢棄の已むなきに至れり。然るに之と相前後して、本府は地方廳と共に淡水に於ける各種の養殖試験を開始し、爾來斯業の改良發達に努めたる結果次第に產額を増加しつつあり。養殖漁業の概要を各種類別に述ぶれば左の如し。

一、のり

朝鮮に於て在來より行はるるものにして養殖漁業と稱すべきものは、のりの養殖のみなり。のりの養殖はかきのそれと共に朝鮮に於て最も普及性大なるべきを豫想し之が助長獎勵に付本府は道費に對し昭和二年度より十箇年間總額四十二萬圓の國庫補助金を交付する計畫を樹て年次之を實施した結果其の成績良好なりしと雖も猶未開發の漁場頗る多く、更に適地適種による合理的開發を爲すべく昭和十一年度より十箇年計畫を以て、あさり、はまぐり、かきの養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付することとし、斯業開發助長に努めつつあり。

養殖方法としては、朝鮮在來の簾式、内地にて廣く行はるる株簾、一本簾及全羅南道水產試驗場考案に係る浮簾式並に本府水產試驗場考案に係る西鮮型浮簾式あり。簾式及浮簾式最も廣く行はれ株簾、一本簾之に次ぎ西鮮型浮簾式亦其の長所を認められ西海岸各道に於て漸次普及しつつあり。尙この他天然の岩礁に附着する所謂いわのりを増殖する爲セメント床を築造する方法行はる。

乾のりの製造方法としては朝鮮在來式及内地改良式を採用せるが朝鮮在來式に依るものは内地に移出せらるるものなきに非すと雖も其の數量は僅少にして主として鮮内の需要を充し、内地改良式に依るものは内地、臺灣、滿洲及北支方面に販路遍く、其の内大判物は主として關西、四國及九州方面に需要多く小判物は關東方面に仕向けらる。大判及小判の製造割合は内地各產地に於ける豐凶に應じ消長ありと雖も大阪市場向の大判海苔大部分を占む。生産額は年々激増し大正七年には僅かに

四萬八千圓に過ぎざりしが昭和十二年には三百九十二萬圓に及び朝鮮に於ける重要産業たる地位を占むるに至れり。而して其の主なる生産地は全羅南道の莞島、光陽、長興、高興、康津、海南、麗水及珍島の八郡、慶尙南道の河東及東萊の二郡、忠清南道の舒川、保寧及瑞山の三郡、黃海道の甕津郡、慶尙北道の鬱陵島（いわのり）等にして全羅南道、黃海道及慶尙南道の三道に於ては生産検査を施行して品位の維持と取引の便に努めつつあり。

増殖補助開始以來毎年の補助額、補助施設面積を擧ぐれば次表の如し。

のり増殖奨励補助實施表

二、かき

咸鏡南道永興灣及平安北道多獅島近海に於ては當時水面下に粗笨的に養殖せられ全羅南道海倉灣及蟾津江口等に於ては干潟地を利用し、畦立、石撒又は貝殻撒を行ひ、慶尙南道加德灣及辰橋灣附近その他に於て更に進んで集約的養殖を爲すものあり。尙永興灣に於ては近年垂下式養殖法も行はる。前記のりと共に昭和二年度以來補助金を交付して斯業の奨励に努め來りたるが更に昭和十一年度より十箇年繼續事業としてのり、あさり、はまぐりの養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付して斯業開發の助成に努めつつあり。補助開始以來の毎年の補助額、施設面積を擧ぐれば次表の如し。

かき増殖獎勵補助實施表

三、あさり、はまぐり

南海岸及西海岸の干潟地はあさり、はまぐりその他の貝類の養殖適地に富むと雖も從来は天然に產する。

するものを採捕するに止り、之が養殖施設を爲すもの少かりし爲需要の増加に伴ひ濫獲の傾向を生じ各所とも貝形の倭小化と產額の減少とを見つかるに鑑み、之が養殖設備の完備と、未開發漁場の開拓を圖る目的とし、昭和十一年度より十箇年繼續事業として、のり、かきの養殖と共に、道費に對し、國庫より補助金を交付し以て斯業の助長獎勵に努むることとせり。

あさり、はまぐり増殖獎勵補助國費交付額調

種別	年度別	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度
		一、一四五円	一、三九四円	一、五九〇円
あさり		一、〇七〇円	一、一九〇円	二、一三〇円
はまぐり				

四、はいがい、もがい、あわび等の養殖を爲すものあるも產額多からず。

五、こいの養殖

朝鮮に於ては天然の池沼、水田、水利組合の發達に依つて築造せらるる貯水池等淡水養殖の適地に富むを以て斯業の振興を圖り之が資源の開發を企つることは農民に有利なる副業を與へ生活の安定に資すべきのみならず、貴重なる蛋白食糧の需給を圓滑ならしむる效果頗る大なるものあり。然るに從來淡水養殖事業の汎く普及せざりし原因は朝鮮に適應せる養殖方法不明にして其の利益周知せられず、且養殖用稚魚及卵の配給機關の缺如と斯業の模範となすべき實例の乏しさとに在りたり。

仍つて本府は慶尚南道密陽に養魚場を設け各種の試験を爲すと共に稚魚の配付を爲し、次で昭和三年本府水産試験場に鎮海養魚場設置せらるや其の事業を承継し後述するわかさき、かもるちーと共にこいの稚魚並に卵の配付を開始せり。爾後毎年の配付數は左の如くにして逐年配付出願數量は激増を示すに至れり。

こい稚魚及こい卵配付狀況

配付を受けたる者は水利組合、農場、農家等を主とし、池沼、水田等に粗笨的養魚を爲すものなるが或は都市附近に於て養魚池を築造し集約的養魚を經營せんとするもの等あり。尙昭和十年度よりは満洲國方面へもこい稚魚の輸送を開始し、其の成果大いに期待されつつあり。

既に初期に配付せるこいの稚魚は優良なる親魚となりて年々増殖するに到りたるものあり、又特に親魚として飼育し採卵用に供し魚卵稚魚の分與並に其の自給自足の用を爲すに足るものあるに至れり。

六、わかさぎ

一年魚にして成長早く繁殖力旺盛、移植方法も簡単なるを以て湖沼、溜池等の粗笨的増殖計畫に洵に好適なり。鎮海養魚場に於て昭和四年以來希望者に對して有償配付を爲したる受精卵は左表の如く漸次普及し自然繁殖したる結果魚卵の繼續移植の要なきに至りたる水域もあり、又自家水域所産の親魚を採捕し採卵を行ひ孵化放流を爲すに至りたるものすらあり。昭和十一年以後に於ては之が配付を爲さざることとせり。

わかさぎ卵配付數

昭和四年	四二、五〇〇、〇〇〇粒	昭和六年	四八、〇〇〇、〇〇〇
昭和五年	五〇、〇〇〇、〇〇〇	昭和七年	三九、〇〇〇、〇〇〇

昭和八年	二九,〇〇〇,〇〇〇	昭和十年	七,〇〇〇,〇〇〇
昭和九年	二一,〇〇〇,〇〇〇		

七、かむるちー

養殖は極めて簡単且有利にして農家の副業に適し前二種と同様に鎮海養魚場に於て稚魚の配付を爲しつつあり。

かむるちー稚魚配付數

昭和四年	七,六〇〇尾	昭和九年	一一,八五〇尾
昭和五年	七三,〇〇〇	昭和十年	一一,〇五〇
昭和六年	一七,七〇〇	昭和十一年	二五,七五〇
昭和七年	一六,七五〇	昭和十二年	一七,五〇〇
昭和八年	三六,三〇〇	昭和十三年	一四,五〇〇

八、さけ、ます

本府は大正六年咸鏡南道高原に人工孵化場を設置し、さけの人工孵化を開始したが其の後咸鏡南道に於て本事業を繼承し年々約百五十萬尾の稚魚を放流しつつあり。尙之より規模小なるも慶尚北道江口漁業組合に於ても人工孵化を實施しつつあり。

九、うなぎ

集約的養殖を爲すもの二、三あるも朝鮮にては種苗の產額少く大なる發展を期待し難し。

一〇、其の他の魚類

きんぎよの飼育及びぼらの蓄養等あり。

以上各種養殖漁業に亘り昭和十一年に於ける從業人員九萬一千百七十二人、養殖水面積八千六百八十一萬三千六百七十四坪、收獲高五百三十五萬九千九百五十一斤、價額四百五十八萬六千二百十四圓に達し、近時内鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるに至れり。

尙朝鮮には干潟、淺海、池沼、堰堤等到る處養殖に利用し得べき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり。爾後水源の涵養、河川の修築、灌漑用竝に水力電氣發電用貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活向上等文化の進展に伴ひ益々斯業の發達を促進せしめ將來適當の施設を爲し、之が發展に努むるに於ては其の收獲高を現在の數十倍に達せしむるは蓋し難からざるべし。

第四章 製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除きては、概ね其の規模小にして製品の種類も亦めんたい、たら、いわし、たこ、えい、ふか、いかなご、あわび、わかめ、のりの素乾品、ぐち、にべの鹽

乾品、ぐち、たちうお、にしん、たら、にべ、めんたい卵の鹽藏品、えびの鹽辛等主として鮮内向の
ものに屬し且品質粗雑にして見るに足るもの少かりき。然るに内地漁民の移住増加に伴ひ、逐年製品
の種類産額を増し煮乾いわし、乾のり、ふかひれ、するめ、乾えび、明鮑、海參、開たら、鹽ぐち、
たんさい、乾かき、乾いかなご、かいばしら、さざえ、さば、うなぎ、かに（たらば、ずわい、けが
に）あわび、まいわし等の罐詰、魚紛、水産肥料、いわし油等主に輸移出向のものを製出するに至れ
り。一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初とし、續いて連年たいらぎ、いか、いがい、ほつき
がい、こえび、魚鱈、支那向鹽魚竝に鹽乾魚、米國向鹽さば、めんたい卵等の製造及魚類貯藏の各試
験を施行し、又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、あわび及なまこに付歩留等の調査を爲し、
道に於ては地方費を以て明治四十四年以降水産物製造に關する各種の傳習、講習を、又大正四年以降
各種の試験を行ひたり。即ち京畿道の乾えび、平安北道のしらうお、其の他の罐詰、黃海道のからすみ、
平安南道及忠清南道の乾ぐち、全羅北道の鹽ぐち、慶尙南道及全羅南道の乾のり、江原道の開めんた
い、咸鏡南道の鹽めんたい卵及めんたい肝油、咸鏡北道の乾わかめ等各種製造試験竝に之に關する指
導を爲せり。又大正二年海藻検査規則を發布し、當時輸出水産物中の重要品として産額多きに拘らず、
製法不良の爲品質を損じて聲價地に墜ちたるてんぐさ、ふのり、ぎんなんそう、さくらそう、いぎ
す、えごの六種に付品質検査を施行して其の改善を圖り、續いて移出向水産肥料及輸出向海參、乾あ

わび等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水産製品検査規則を發布し、食用品中海參外十九種、海藻中てんぐさ外六種並に各種肥料等主なる移輸出品に付税關をして検査を行はしむることとし、次で大正九年六月検査品目を追加し包装重量等に關する規定を改正し、大正十三年十二月検査品目中に乾のりを加ふると共に食用品中新に罐詰外六種に對し、等級制を採用し更に昭和二年四月全部抽出検査に改め、乾のりの荷造に小包郵便の途を開き、検査品中乾えび外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に亘りて改正を加へ、次で昭和四年五月更に検査規則を改正し近時生産激増に伴ひ漸く粗製濫造の弊を馴致したる鰯油を検査品とし、昭和七年一月鰯トマト漬罐詰を検査品目中に加へ以て製品々位の向上と商取引との便に資し、尙昭和九年五月内地に於て輸出水產物検査規則の發布せられたるに伴ひ之と歩調を共にする爲朝鮮に於てもかに罐詰に關する検査規定を改正し、次で昭和十一年一月及三月さば罐詰及鰯トマト漬罐詰に付同様検査規定を改め朝鮮に於ける検査のみにて内地に於ける再検査を要せざることとし、該三品の内地經由輸出を容易ならしめたり。更に同年十一月には鰯粉末肥料として検査を施行中なりし鰯フィッシュユミールを其の商取引の實情に鑑み鰯魚粉と改稱し、窒素外五成分の分析検査を行ふ可く規定を改正し、同時に鹽鰯にして輸出するものに限り検査を行ふこととし、昭和十二年一月一日より之を實施せり。之等水產製品の輸移出検査は從來稅關にて行ひたるが水產業の進歩發展に伴ひ水產製造高著しく増嵩し、從つて検査箇數も亦驚異的數字を示し検査と製造

業の取締並に指導或は商取引との關係も密接不離となりたるに加へ、從來製品の殆んど總てが輸移出向なりしに對し現在は鮮内消費増大の傾向に在る等、斯業將來の躍進に備ふる爲水產製品検査に關する一切の事務を徵稅機關たる稅關に委ぬるよりは直接產業助長機關たる殖產局に於て監督するをより適切と認め昭和十二年四月一日朝鮮總督府水產製品検査所を創設し検査事務を管掌せしむる事となれり。而して本所を京城に、支所を清津、元山、釜山及仁川の四箇所に置き右各支所には通じて二十五箇所の出張所を分屬し、以て検査事務を分掌せしめつゝあり。其の一覽表を示せば左の如し。

朝鮮總督府水產製品検査所一覽表
(○印ハ臨時出張所) 昭和十三年十二月現在

道名	本所名	支所名	出張所名	位置	職員數	主ナル検査品目
京畿道	朝鮮總督府水產製品検査所	仁川支所	鎮南浦出張所 新義州出張所 ○群山出張所 ○龍湖島出張所	京城府 仁川府 鎮南浦府 新義州府 群山府	兼二 兼三 一 一 一	海苔、乾蠣、乾竹螺、乾海藻、乾 海苔、乾蠣結、石花菜、乾海藻、乾 玉筋魚、袋海藻、乾竹螺 乾海苔、鮑蠣結、鯖蠣結、鹽鰆 鯛、鯖、鮑、鮑結、鮑トマト漬蠣結、鹽鰆 鯛油、鮑粉、鮑結、鮑粉、其他ノ水產肥料
同						
平安南道						
平安北道						
全羅北道						
黃海道						
咸鏡北道						
清津支所						

道名	本所名	支所名	出張所名	位位置	職員數	主ナル検査品目
慶尙南道			統營出張所	一	一	淡菜、海蘿、鐵鑄結、太刀魚搾粕、石花菜
慶尙北道			統營郡統營邑	二	一	鐵鑄結、眞海蘿、小藻草、璣草、鰯油
同	浦項出張所		迎日郡浦項邑	二	一	搾粕、太刀魚搾粕、其ノ他ノ水產肥料
同	甘浦出張所		慶州郡陽北面	一	一	鰯油
全羅南道	○丑山出張所		盈德郡丑山面	一	一	鹽漬粕、鰯油、乾鱈
同	○鬱陵島出張所		鬱陵島南面	一	一	鹽漬粕、鰯油
莞島出張所	麗水出張所	麗水郡麗水邑	兼	一	一	鰯油
木浦出張所	木浦府	莞島郡莞島面	鰯、石花菜	一	一	鰯油
濟州島出張所	濟州島濟州邑		蘿、銀杏草、櫻草、小藻草、於期菜	一	一	乾海苔、石花菜、袋海蘿、眞海蘿
一	一	一	乾蠅、乾海苔、石花菜、袋海蘿、眞海蘿	一	一	乾海苔、石花菜、袋海蘿、眞海蘿
石花菜	乾蠅、鮑饌話、鮑饌結、燙螺饌話、磚草		銀杏草、櫻草、小藻草、於期菜	一	一	乾海苔、石花菜、袋海蘿、眞海蘿

尙地方廳に於ても自道產輸移出向製品の品質向上を圖り需要地に於ける聲價を擧揚せんが爲道營検査を開始せるあり、即ち全羅南道（昭和五年十一月開始）黃海道（昭和七年十二月開始）及慶尙南道（昭和十年十二月開始）に於ては乾のりに付、咸鏡南道に於ては鹽藏めんたい卵（昭和九年十月開始）及めんたい肝油（昭和十年十二月開始）に付夫々検査を實施し更に慶尙南道に於ては昭和十一年四月

全羅南道に於ては昭和十二年六月海藻に付ても検査を實施せり。以上各種施設の結果一般製造業改善の端を開き、特に製品検査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き糊料海藻類、特にんぐさ、ふのり、ぎんなんそうの如きは其の製法改良せられ、包装亦漸く整ひて取引先の信用頓に加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、從來荷受者より品傷・目切れ等を口實として受けたる損害を免れ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり。

昭和四、五年の頃主として咸鏡南北道に於て罐詰工場濫設の傾向あり、之が爲経費を不當に節減して必要なる工場の設備人員の整備を怠り生産數量の多きのみを競ひ粗製濫造に陥りて市場に於ける聲價を失墜する等經營の堅實性を缺き或は漁場を荒廢に歸せしむる等多年真摯なる企業者の努力に依り發展向上の域に達したる斯業の基礎を撓亂し、遂には相互經營難に陥り共倒れの悲境に到達すべき情勢に陥り斯業の將來に及ぼす影響甚大なるに鑑み之が弊害を匡正し堅實なる發達を期せんが爲昭和五年九月十八日朝鮮水產物罐詰製造營業取締規則を發布し、該營業を許可制度となし工場に付ては一定の構造及設備を爲さしめ、其の他監督指導に關する諸種の手續規定を設けて之が完璧を期したり。

斯くて朝鮮の水產製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百四十六人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの、昭和十二年に於ては戸數一萬二千五百六十五戸、人口三萬一千二

百三十七人、製造高九千三百四十四萬圓に達し、且十萬圓以上の產額あるもの五十四種の多さを算するの現況となれり。尙今後一般漁業及養殖漁業の發達に伴ひ、其の原利益々豊富となるべく隣邦滿洲國及中華民國の大市場を有する等其の前途益々多望なりと謂ふべし。

尙製造上最も重要な鹽の需給状況を見るに鮮内に於ては食料用、工業用、漁業用、其の他雜用に用ひられ之が年消費量は現在六億一千五百萬斤餘にして毎年二億二千萬斤の不足を告げ之が不足量は主と鹽六千五百萬斤餘、合計三億三千九百萬斤餘にして古來朝鮮に於ては官鹽三億三千萬斤餘、民間煎蒸して關東州、山東省、青島、臺灣又は満洲國よりの輸移入鹽に俟つ之外なき現状なり。而して古來朝鮮に於ては鹽の需要は其の大部分を支那方面よりの天日鹽の輸入に俟ちたるが如き不利不便なる狀態にありたれば、專賣局に於ては夙に之が對策に付考究し明治四十二年以降數次に亘りて天日鹽田の新設と其の擴張を實施し、現在其の總面積四千三百二十五町歩に達せり。仍つて朝鮮鹽の自給自足目標とし着々事業の進捗を見つつあるを以て所期の目的を達成する日も遠からざるべし。尙其の主なる生産地は平安南道廣梁灣、貴城、德洞、京畿道朱安、蘇萊、南洞、君子及平安北道南市の各地なりとす。

第五章 輸移出

朝鮮より内地又は滿洲國、中華民國其の他に輸移出せらるる鮮魚及製造品は年々増加して主要なる貿易品となり、昭和十二年に於ては六千八百餘萬圓の多きに上れり。而して鮮魚は從來主として、漁業者の漁獲せしものを漁場に於て仲買人が買取り、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接内地其の他に輸送せられたるもの多く、従つて其の數量、價額等數字的調査は明瞭を缺くも、相當の輸移出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及朝鮮人の採取に係る海藻を主とし、其の他には肥料ありしに止まりて其の輸移其額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一萬八百噸、價額八十六萬圓にて、而も其の殆んど大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに因り、其の包裝頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり。又製品の輸送に付ても朝鮮内地間に定期航路開けず中華民國に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出状勢は年々順調に發展せり。即ち昭和十二年に於ける鮮魚の輸移出數量は四萬七千七百餘噸、價額六百七十餘萬圓を算し、之を明治四十三年に比すれば數量に於て約四十倍價額に於て約四十倍の激増にして、朝鮮水產物總輸移出額六千八百餘萬圓に對

し約一割を占め、其の種類の如きも内地向はたい、ぶり、さわら、はも、にしん、あじ、あまだい、ひらめ、さば等の如き比較的高價品の移出を見、滿洲國、中華民國向は從來密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ひて其の跡を絶ち、今は内鮮人の手に依りぐち、たら、かながしら、たちうお、ほうぼう、ふぐ、にべ、ほら等の如き安價品の輸出大に増加せり。又製品としては其の種類乾魚、海藻、鹽魚、乾貝、肥料、魚油、魚粉、海參、罐詰、乾えび、沃度灰、めんたい卵等を初め四十餘種に達し、價額六千百五十餘萬圓にして、之を明治四十三年に比すれば七十倍の激増を示せり。而して其の仕向地別輸移出額の割合は移出八割八分、輸出一割二分のうち滿洲國六分にして其の他は關東州、中華民國、北米、比律賓等に輸出せられ又南洋、新嘉坡、香港方面は内地を經由輸出せらるるを以て該地方も亦樞要の仕向地たるべく、内地移出品中沃度灰、肥料、海藻、めんたい卵等を除くの外長崎、神戸、下關、大阪等に於ける貿易商の手を經て更に輸出せらるものは其の價額詳かならざるも約三百萬圓を下らざるべきを以て、滿洲國、中華民國への輸出總額は六百五十萬圓に達すと謂ふも大過なきが如し。

運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て内地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるるに至り、殊に昭和八年四月京圖線の開通に依り北鮮の満洲向輸出は著しく便利を加へ對滿貿易進展上與つて力あり。又海上方面は朝鮮郵船株式會

社の創立に依り漸次新聞の航路加はり其の昭和十三年四月一日現在に於ける朝鮮總督府命令航路は、雄基、大阪線（年四十二回）雄基、東京線（年二十八回以上）釜山、浦鹽斯德、大阪線（年三十回以上）城津、大阪線（年四十五回以上）新義州、東京線（年二十六回以上）新義州、大阪線（年三十回以上）北鮮、敦賀線（年二十四回以上）朝鮮、上海線（年三十二回以上）朝鮮仁川起點、長崎、大連線（年三十二回以上）北鮮、新潟線（年二十四回以上）西鮮、青島線（年三十六回以上）朝鮮、北支那線（年三十二回以上但し日下休航中）及嶋谷汽船會社の朝鮮、北海道、大連線（年三十回以上）北鮮、北海道線（年十八回以上）九州郵船株式會社の釜山、博多線（年百八十回以上）川崎汽船株式會社の麗水、下關線（年百八十回以上）阿波國共同汽船株式會社の西鮮、天津線（年三十回以上）にして又地方廳其の他の命令航路十に上り自營航路として大阪商船株式會社、朝鮮郵船株式會社其の他の内鮮支各地を連絡する各種の航路あり、之に並行して沿岸航路、河川航路（鴨綠江）漸次増加し、取引の促進に益する所大なると共に昔日の如き製品出廻期に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるるに至り、尙昭和九年四月以降大阪商船株式會社の南洋航路の就航船臨時釜山に寄港することとなり、對南洋貿易の進展に寄與する所甚大なるものあり。

滿洲國及中華民國に對する朝鮮水產物の輸出は其の種類及地理的關係上大いに之が進展を圖るの要あり。而して中華民國に於ては永年に亘り排日貨を續け來りしも元來品質優良にして民衆の嗜好に適

し、而も安價なる日本品が一般民衆に歓迎せらるる大勢に抗すべくもなく、爾來該地貿易業者は陰に陽に之が好轉を圖り來りし結果對支貿易は漸く安定し其の販路益々擴張せられつゝありしが昭和十二年七月支那事變勃發に依り一時全面的に杜絶したりと雖も北、中支新政權の樹立及關稅率の低下により漸次回復を見つつあるのみならず、舊に増して隆盛を來すべき傾向に在り。一方滿洲國に對する水產貿易は肇國以來年を逐ふて輸出増進を辿り昭和十二年に於ては鮮魚の百十七萬圓を主として四百十九萬圓餘の輸出高を示したるが、昭和十二年一月輸入稅率の改正あり將來更に關稅及運賃の高率を緩和せらるるに於ては地理的優位を持つ鮮產水產物の最も好望視せらるる市場とす。而して對滿支貿易に於ては鱈魚の輸出は特に有望視せらるる所なるを以て昭和十年度より主として鹽いわしの輸出に付國庫より年額二萬五千圓の出荷獎勵補助金を支出し以て輸出増進と販路擴張に資しつつあり。

第六章 試験調査

一、本府水產試驗場

大正元年本府水產課に臨時職員として技手二名を配置し、水產試驗に關する事務に從事せしめたるを本府に於ける水產試驗機關特設の嚆矢と爲す。爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時の其の設備としては、漁撈試驗

に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試験船一隻を購入し、海洋調査に在りては大正六年度に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては、咸鏡南道高原郡高原にさけ人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹹水養殖場を設置し、又製造試験に在りては大正四年度に慶尙北道大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設け、尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三箇所に魚窖の設置を爲したるに過ぎず。將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産業の實狀に照して適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はんとするには、到底斯の如き不完全なる組織と設備とを以て、之を遂行すること能はざるのみならず、比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み、設備、内容共に充實せる水產試験機關の設置は、緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度に於て水產試験場設置の計畫を樹て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、茲に初めて全鮮水產試験の中樞機關たる本府水產試験場の確立を見るに至れり。

仍て敷地を釜山牧の島にトし大正十年度に於ては漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、同十一年度に於ては養殖及海洋調査に關する職員及設備を充實したるが、その後更に淡水養殖漁業の振興を圖る爲鎌海に本場附屬淡水養魚場を設置することとし昭和二年度より工事に着手し翌年十二月工事の竣工を見たり。更に東海岸に於ける重要水產資源に對し其の製品々質の向上、新なる用途の開

拓等の如き各種の試験を実施すると共に更に進んで其の成果の事業化と普及とを圖り以て斯業の改善進歩に寄與せんが爲、清津に北鮮支場を設置することとし其の經費を昭和十一年度豫算に計上し昭和十一年十月起工、同十二年七月竣工、之が完成を見たり。而して爾來引續き各種の試験調査を實施しつつありて其の結果は大いに期待せらる。

次に本場の敷地面積は約三萬平方米を有し本館各實驗室、標本室等總建坪二千七百五十平方米、北鮮支場敷地一萬三千五百平方米、本館實驗室各工場等總建物千八百五十平方米、鎮海養魚場敷地約十七萬八千平方米、實驗室作業室總建坪八百五十平方米、養魚池二萬四百平方米にして更に試験船としては百五十噸級發動機船二隻同じく四十噸及三十噸級のもの各一隻を有す。而して現在職員は場長（技師）一名及技師五名、技手十六名、屬二名、嘱託及び雇員三十六名にして現在實施中の研究、試験並に調查事業左の如し。

(A) 水產物の増産に關する事項

生産の増大に關する問題としては沖合新漁場の開拓、漁船、漁具漁法の改善、沿岸干瀉淺海の開發、内水面の利用等に關する事項の外漁利の永續を目的とする蕃殖保護に關する事項あり。

一、漁場の開拓、漁獲の増大を目的とする各種漁業試験として、(一)めんたい漁業に關しては大正十一年以來繼續實施して、めんたい魚に關する生物學的基礎事項を明らかならしめ且つ漁場の特性を

詳かにし更に新漁場の存在を確認して同漁業の發展に資し、(二)西海岸沖合漁業に關しては、あじ、さば漁業試験により新漁場の開拓に成功し年額百五十萬圓以上の產額を擧ぐるに至らしめ更にその擴張に努め、底魚漁業試験を實施して黃海陸棚に於ける底魚の分布並に棲息狀態を探り以て枯渴に瀕せる本漁場の生產力の復活と漁利の永續に關する方策確立の基本資料の獲得に努め、(三)まいわし漁業に關しては新漁場の擴張、漁利の増大、漁業の安定を圖り併せて漁撈方法の改善を行はんがため東海岸各道水產試驗場と連絡調査を實施し、(四)さば漁業に就ては亦同様東海岸各道水產試驗場と協力して試験調査を施行し、廣範圍に亘り延繩漁場の存在を確認し更に流網漁場の探査に努めつつあり。

(五)漁船の問題に關しては漁業の安全とその能率增進を圖るため本場創立以來漁船改良に意を注ぎ着々その效果を收め、特に東海岸に廣く本場改良型漁船の普及を見るに至つたが更に進んで朝鮮型發動機附漁船の改良、動力附鯨鱸網漁船の改良につき目下試験實施中である。なほ本年度から朝鮮水產會に於て新に開始した漁船改善事業に關與し、漁船の設計並に畫圖技術及び船體性能測定等に對し本場從來の漁船試験によつて得たる研究の結果を基礎として技術上の指導を行ひ以て漁船の改善、改良漁船の普及に努めつつあり。

二、水產增殖に關しては、(一)朝鮮西及び南海岸の廣漠たる干潟地とこれに續く淺海を如何に利用す

べきかの問題が朝鮮水産界の將來にかけられたる重要問題の一たるに鑑み、その資源開發を目的として生物學的方面より試験調査を實施すると共にこれが徹底を期するため更に生化學的見地より攻究するの要あるを認め目下あさり、かき等につき各種試験を實施中なるが、なほ連年躍進的發展の途にある朝鮮海苔の養殖に關しては、養殖適地の撰定につき適確なる規準を示し朝鮮獨特の事情においてその養殖方法及び製造方法に改善すべき指針を與へんとする趣旨により、昭和二年度以來引き続き研究試験に從事し同業界の進展に拍車をかけ、西海岸到るところに新養殖場勃興の機運を見るに至らしめたり。

(二) 一方鮮内河川湖沼堰堤の利用を講じまた淡水養殖業の振興を促し以て農山村における保健食糧の給源並に副業收入の増加を圖るため、鎮海に養魚場を設け淡水養殖に關する試験を實施し、こひその他養殖用稚魚及び卵の配付事業を行ひ、また淡水養殖に關する講習會を開催し地方指導員を養成し、或は直接實地の指導により事業の普及發展に努めつつあり。

三、漁利の永續を目的とする蕃殖保護の問題については、別項の如く生物學的研究調査によりその基本的資料を蒐集し行政事務方面との連携によりその目的達成を期しつつあり。

(B) 水產物の價値増進並に輸出振興、輸入防遏に關する事項

水產物の價値増進の問題はこれを二つの方面から考察し得べく、その一は鮮魚の貯藏並に輸送の

問題にして、これに關しては本場創立以來冷藏、冷凍に關する各種研究試験を施行し、同方面に多大の貢獻を爲し來れるが、他の一つは利用加工の問題である。即ち或は新製品の創製、製造工程の改善、肥料とせられてゐるもの飼料化乃至食品化、廢棄物の利用、用途の擴張等研究、試験の成果に俟つもの極めて多く、又輸出製品の創製、同品質の改善、生産費の低減、水產物を原料とする輸入代用品の製造等輸出振興、輸入防遏に寄與すべき研究事項亦尠少ならざるものあり。

一、利用價值の増進に關しては、まいわしが朝鮮水產物の王座を占めこれが處理に關し改善の途を策することの急務なるに鑑み、斯業の實狀に即し最も必要なりと認めらるる事項につき數年來引續き試験を實施しその成果を見たるもの尠からざるが目下施行中のものを擧ぐれば、(1) 魚粉の製造に關する問題に在りては魚粉中の酸化酸に關する試験、搾粕製造の際に於けるエキス利用に關する試験、油の採取方法に關する試験、(2) 搾粕の利用に關する問題に在りては搾粕より食料品の製造に關する試験、搾粕より工業用品の製造に關する試験、(3) 罐詰の製造に關してはトマトサーチン製造方法の改善に關する試験、ペツバーサーチン製造に關する試験等とす。

更に從來利用價值の尠なかりしもの、又廢棄して顧られざりしものにつき利用の途を講じ、或は肥料に供せらるるもの食品化等廢物の利用、用途の擴張に關しては前記マイワシ搾粕の利用の外魚類内臟の利用方法につき繼續試験實施中にして目下魚類の肝臟から生理的有効物質の抽出に關し研

究の歩をすゝめつつあり。

二、輸出水産物製造業の圓満なる發達は水産製造業を隆盛に導く上に最も重要な事項の一たるのみならず、戰時經濟體制下にある現時局に當面し輸出貿易の振興を圖る事の急務なるに鑑み、これに關連したる各種試験を實施中なり。本場においては曩に、(一)輸出好望品たる「ペツバーサーチン」の創製に成功し又、(二)「ファイナンハーテー」(鰯の燻製罐詰)、カタクチイワシ油漬罐詰、ガザミ罐詰の創製、「トマトサーデン」製造方法の改善等に付試験中なるがなほ、(三)北鮮支場においては引續き「ペツバーサーチン」の製造並に海外試賣、輸出魚粉の品質改善に關する試験を實施しつつあり。(四)重要輸出水産物の一たる寒天についてもその朝鮮の氣候に適應したる製造方法に關し目下研究試験中なり。

三、更に又今日の重大なる時局に直面し輸入防遏の急務なるに鑑み、輸入代用品の製造に關し試験中のところ朝鮮に產する水産物を原料とするものとして「ゼラチン」、皮革、其他二、三のものの有望なることを確認し此際急速にそれ等試験を進捗せしめこれが工業化を講すべく努力中なり、なほ漁網の有效適切なる防腐染料及び保存方法を考究すること亦頗る重要性を有するものとして目下市販染料につき優劣比較試験實施中なり。

四、試験研究により新規事業の案出又は或種事業の改善につき成果を得たとしても、これを事業的に

實施するためには更に經濟的效果如何につき試験し、實際的方法を確立して始めてこれを民間に推奨すべきもの多し。本場においては特に朝鮮におけるまいわし製造工業の發展と輸出貿易の振興に寄與するところあらんとし清津に北鮮支場を設置し試験工場を設備し、本場と連携を保ち試験研究の成果を實際化せしむることを主眼とし半工業的經濟試験を實施中なり。目下同支場では、(一) 摻粕製造方法の改善に関する試験、(二) 缶詰(特にペツバーサーチン)の製造試験並に海外試賣、(三) 魚粉の製造に關する試験等の工場試験の外、(四) 魚粉の品質改善を目的とする工場指導、(五) 鯖の鹽藏に關しその大量的生産並に販路開拓試験等を實施し、なほ釜山本場との連絡試験たる、(六) 摻粕の利用、魚油の利用に關する試験、(七) 朝鮮まいわしの生化學的研究につきてもその歩をすすめつたり。

(C) 水產生物並に海洋に關する基礎的調査研究

水產業各般の健實なる發展の基礎を爲すものは對象物たる水產生物及びその生活環境たる海洋河川等水域の事相の正確なる科學的認識である。これあつて始めて漁業、養殖業は合理的發展を爲し、適正なる蕃殖保護策が樹立せられ有效なる濫獲防止、增殖の實を擧げ得るものなり。本場はかかる見地の下に海洋調査を實施すると共に重要水產生物に就て組織的の調査研究を進めつあり。

一、生物調査にあつては、(一) 重要水産生物につき種の査定及分布棲息區域の正確なる調査を実施し更に又、(二) 種及分布の明らかにされた水産生物につきその習性、環境との關係、蕃殖、發育各期の生活状態等一生涯の生活に關する事相を詳らかにして水産上の諸問題を具體的に解決すべき資料たらしむべく年來繼續研究に努め來れるが、從來の調査研究の結果については目下取纏中にして近く印刷刊行の豫定である。(三) 沿岸養殖に關しては、一枚貝の浮游期及底棲初期の稚仔に就き研究し養殖施設、稚貝の養成等の基礎資料たらしめんことを期し、あかがひの養殖に關する研究を行ひその基礎知識を以て養殖法の創案に成功し、なほこれが完成のため繼續試験實施中なるがなほ、(四) 蕃殖保護に關する基本的事項たる重要水産生物の生殖期に關しては目下さえ、かうらいえび、あきあみ、すわいがに等につき調査中なり。

二、海洋調査に在りては、(一) 全鮮沿岸三十五箇所の定地海洋觀測、(二) 全鮮各道水產試驗場の連絡協定による定線横斷觀測、(三) 海流瓶竈に潮流計による海潮流の觀測調査、(四) 海水の化學的成分に關する調査研究、其の他の觀測調査資料により朝鮮近海の海況を詳かにし、各月の海況推移の狀況を明らかにし、(五) 「朝鮮近海海洋圖」を印刷發行して月々の海況を一般に周知せしめ、(六) 地方漁況を蒐集して漁況に及ぼす海況の影響を究め、海洋生物に關しては、(七) 標識魚の放流による重要な魚類の回遊調査、(八) フランクtonに關する研究調査を施行し、なほ (九) 朝鮮におけるまいわし

漁業の重要性に鑑み本場においてはその處理に關する研究試験の外、生産に關する基本的事項につき數年來生物、生化學、漁撈等各方面より調査研究の歩をすすめつつあり、更に海洋生物學的立場よりその產卵、回游、食性、年級、漁場の海況等につき詳細研究調査實施中なり。

以上各試験事項の成果に付ては水產試験場報告、特輯及年報等各種印刷物に依り之を發表し本年度迄に既に刊行したるもの左記の通にして三十數種に達したり。

朝鮮總督府水產試験場刊行印刷物

書名	内容	刊行年月
水產試験場報告 第一號	鮮魚の凍結及貯藏に關する試験	大正十四年五月
第二號	明太魚(スケトウダラ)の化學、其營養價值並凍乾明太の改善 に關する研究	昭和四年九月
第三號	朝鮮產淡水魚カムルチーの生活史及養殖法	昭和八年三月
第四號	水中溶存酸素定量に關する研究	昭和八年五月
第五號	朝鮮東近海測深成績	昭和十二年九月
漁船調査報告 第一冊	朝鮮東海岸に於ける漁船調査	大正十三年三月
第二冊	朝鮮南海岸及西海岸に於ける漁船調査	昭和三年三月
第三冊	朝鮮型漁船改良に關する試験	昭和四年七月
海洋調査報告 第一號	沿岸定地海洋觀測成績(自大正五年至昭和四年)	大正十五年六月
第二號	朝鮮近海潮流調查報告	昭和二年六月
特輯 第一號	沖合漁船設計範例	(昭和四年八月改版)
第二、三號	魚油の酸價と其簡易測定法	昭和四年八月

朝鮮に於ける淡水養魚普及の爲に

トマトサリヂノ文獻

男儿建业报告

鮑參軍集

洛東江に於ける治者凶作の原因に就て

朝鮮海洋便覽

沿海州沖合機船底曳網漁場に於

木造漁船に關する試験調査成績

朝鮮近海の地形海況と水生生物概観

明雜誌卷之二

草魚の水温による活動性

朝鮮産マイワシの特性(特に醤油原料として)に就て

朝鮮産マイワシを原料とするフィッシュユミールの性状に就て

朝鮮の水産と水産教育

朝鮮沿岸のニシンの生態及蕃殖保護に就て

昭和十二年版

明月山房

時和十五歲

大正十四年慶至昭和八年慶

朝鮮海測深成績

大正十五年海洋觀測成績

昭和二、三年海洋觀測成績

昭和四年海軍観測成績

留侯論

昭四二三

昭禾十年注

特	同	同	同	同	同	同	同	同	第七號	第六號	第五號	第四號
水	パ	パ	パ	パ	パ	パ	パ	パ	ト	ト	ト	ト
水	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	ン	レ	レ	レ	レ
產	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	ツ	ツ	ツ	ツ
試	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	ト	ト	ト	ト
驗	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	四	三	二	一
場	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	五	六	七	八
一	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
實	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
要	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
報	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
第一號	第三號	第四號	第五號	第六號	第七號	第八號	第九號	第十號	十一號	十二號	十三號	十四號

同
朝鮮近海海洋圖 第八號

昭和八年海洋觀測成績
自大正十五年至昭和十一年

昭和十三年八月
年一回刊行

二、地方廳水產試驗調查機關

忠清南道外九箇道に於ても道立水產試驗場（忠清南道は水產試驗調査所）を設置し其の道に於ける特殊事項に付試験調査を遂ぐる外本府水產試驗場との連絡協調にも努めつつあり。尙平安南道に於ては試験場を設置せざるも夫々試験船を配置せり。其の概況左表の如し。

各道水產試驗調查機關一覽

道名	創設年	所在地	職員數	主なる試験調査の範囲	試験船名
京畿道	昭和一一	仁川	一一	漁撈、製造、養殖、海洋	白北丸
忠清南道	昭和一二	保寧	四	同、海洋	漢陽丸
全羅北道	大正一二	群山	五	同、同、養殖	忠南丸
全羅南道	昭和一三	木浦	一四	同、製造、同	光洋丸
慶尚北道	同	浦項	七	同、同、養殖、海洋	萬傾丸
慶尚南道	大正一四	山浦	一九	同、同、同、同	鶴林丸
黃海南道	昭和一五	龍島	八	漁撈、製造、養殖	妙香丸
平安北道	昭和一六	釜山	一	同、同、同、同	大丸
平安南道	昭和一七	湖內	一	漁撈、製造、養殖	同

道名	創設年	所在地	職員數	主なる試験調査の範囲	試験船名
江原道	大正一〇	注文津	七	漁撈、製造、養殖	蓬萊
咸鏡南道	同一〇	元山	七	同、同、同	明月
咸鏡北道	一二	溝津	八	同、同、海洋	丸丸丸丸丸丸丸丸

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水產に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖も財源の缺乏、人員の寡少等に依り尙隔靴搔痒の感あるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の狀況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ひつつあり。而して傳習修了生に對しては成る

べく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業者の中堅たらしむることに努めたる結果概して良好の成績を擧げ、地方に於ける模範漁民として推奨するに足るべきもの尠からず。

水產教育機關としては現在咸鏡北道清津港に於ける清津公立水產學校、全羅南道麗水港に於ける麗水公立水產學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水產學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水產學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島公立水產實習學校の五校にして、何れも道費又は學校費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし其の修業年限は清津公立水產學校は五箇年、統營、龍岩浦の二校は三箇年、其の他は二箇年（麗水の專修科は一年）とす。教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實習時間に重きを置けり。而して創立以來昭和十三年三月迄の卒業者は五校（昭和二年度廢校せる群山公立水產學校を含む）を合し九百十四名に達し卒業生の殆んど全部は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつつあり。殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鰯鱈網漁業を唱導し、自ら進んで斯業に從事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす。又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、從つて水產技術者を要すること甚だ多きを以て同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるる狀況にして、概して孰れも良好の成績を擧げつつあるものの

如し。尙江原道に於ては昭和十年九月長箭港に、全羅南道に於ては昭和十一年六月羅老島に漁民訓練所を設置し普通學校卒業程度の漁村青年約二十名宛を收容し、修練期間を一年として水產教育一般を訓授すると共に實習にも重きを置いて漁村の中堅人物養成に努めつつあり。其の成果は各方面より大に期待されつつあり。

第八章 水產團體

第一節 水產會

朝鮮に於ては嘗て朝鮮全土を區域とする朝鮮水產組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く韓國時代に於ける内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合に濫觴し、爾來幾多の變遷を経て大正七年中之を朝鮮水產組合と改稱し、本部を釜山に、支部を各道樞要の地に置き、以て水產業の改良發達、漁業者の遭難救濟、施療、紛議の仲裁、漁業出願の代辦、郵便物の取扱、漁業者の移住獎勵等を爲し超えて大正十二年四月新に朝鮮水產會令の施行を見たる爲朝鮮水產組合は之を解散し、次で朝鮮水產會の設立を見るに至れり。水產會は水產業者の自治的機關たる公共團體にして、水產業の改良發達を圖るを目的とし、一面行政官廳の補助機關たる機能を有するものなるを以て國庫補助金の如きも以前朝鮮水產組合に補助し來りたるものを朝鮮水產會に補助し、其の發達を助成しつつあり。而して同會

は更に各道水產會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し、努めて其の會員の負擔を輕減し、會の着實且健全なる發達を圖り以て所期の目的達成に努めつつあり。今其の事業の主要なるものを擧ぐれば朝鮮水產會に在りては朝鮮水產時報の發行（月刊）漁船の機關士養成講習、漁船改善施設事業、水產物の販路調査、道水產會の助成其の他水產業の改良發達に關する指導獎勵を爲し、道水產會に在りては漁民の遭難救濟、醫療施藥、漁村調查、各種の試驗調查、水產製品の検査、漁獲物の共同運搬、水產物の共進會又は品評會の開催其の他各般の指導獎勵等地方の實情に應じ適切なる施設を爲し、何れも相當の成果を收めつつあり。今朝鮮水產會に對する年度別國庫補助額及昭和十二年度に於ける各水產會の豫算額を示せば左の如し。

尙半島漁業界多年の懸案なりし水難漁船の救濟事業を昭和十三年七月一日より朝鮮水產會及各道水產會共同經營の下に實施せしめたるが、本事業は漁船の使用者より極めて低廉なる保険料的醵金（道水產會の經費「漁船救濟」として船價に對する百分の一程度を課徵）を爲さしむると共に國庫及各道（忠北を除く）よりも毎年十五萬圓（年額各七萬五千圓とし基金收入年額十萬圓に達する迄「十八箇年間」繼續の豫定）の補助を爲し、之に依り漁船が不可抗力に因り全損と爲りたる場合は時價に對する三分の二の救濟金を交付し、以て相互救濟の實を擧げ之が復舊を容易ならしむるに遺憾なきを期しつつあり。

朝鮮水產會國庫補助表

(收 入 之 部)

朝鮮水產會及各道水產會昭和十二年度豫算

(支
出
之
部)

道別	事務費	朝水費	負公擔課	會議費	指試調導費	事業費	事業費他	又出張所費	積立金	豫備金	其ノ他	計
平江咸合	三、五七 一、三九 一、一〇五 一、五八	四、七七 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	二 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	四〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	九、七〇 八、八〇 八、八〇 八、八〇	九、七〇 八、八〇 八、八〇 八、八〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇	
南北	七、五八 一、五八 一、一〇五 一、一〇五	七、五八 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇	
原北	七、五八 一、五八 一、一〇五 一、一〇五	七、五八 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇	
道水產會計	七、五八 一、五八 一、一〇五 一、一〇五	七、五八 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇	
合計	六、五八 七、五八 一、五八 一、一〇五 一、一〇五	六、五八 七、五八 一、五八 一、一〇五 一、一〇五	二 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇 一六、一三〇	

第二節 漁業組合及漁業組合聯合會

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は、古來朝鮮の富豪又は兩班に於て之を占有し、高率なる採取料を徵收しつつありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且共の漁利を永遠に保持せしむる方法を講ぜしむる必要あり、又漁村の健全なる發達を促進せしむるは漁民共同の施設に俟べきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年漁業令及漁業組合規則を發布し、漁業組合制度を樹立したるが、昭和五年舊漁業令を廢止し、新に朝鮮漁業令制定せらるるに及び舊來の漁業組合規則に代ふるに、新に朝鮮漁業組合規則を發布し、更に昭和八年其の一部を改正し、現在の漁業組合制度の確立を見、舊來の弊風を一新するに至れり。而し

て組合の業務に關しては、昭和五年朝鮮漁業組合業務規程を設け、爾後組合に於ける業務執行の基準を定めたり。

〔組合の目的〕組合は、組合員をして漁業を爲さしむる爲、漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受け且組合員の漁業又は之に關する經濟若は救濟に必要なる共同の施設を爲すを以て目的とし、（漁業令四七）(1) 漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受くること、(2) 共同の施設を爲すことは、共に組合必須の目的にして其の何れをも之を缺くことを得ざるものとす。

〔組合の地區〕組合をして眞に漁村經營の中心機關たらしむるには、其の施設の徹底を期せざるべからず。之が爲には、徒らに其の地區を廣汎ならしむべきに非ざるを以て、組合の地區は、府邑面の區域又は府邑面内の部落の區域に依るを原則とせり。然れども特別の事由ある場合に於ては、之に依らざることを得る（漁業令四三）ものにして、現在百九十餘の組合の大部分は、府邑面又は府邑面内の部落の區域に依り設立せられ、例外としては、全羅南道に於ける海苔漁業組合が郡の區域を地區として咸鏡南道に於ける永興灣漁業組合が二郡に跨り之を地區とするが如き等數組合あるに過ぎず。

〔組合員〕組合は組合員の共同の力に依り、各組合員の利益の増進を圖り漁村の維持向上に資するものなるを以て、漁村に居住する全漁民を網羅して組合員と爲すに非ざれば其の目的を充分に達成し難きに鑑み、組合は出資制度を採用せず、苟も組合地區内に居住する漁業者は、何等の手續を要せずし

て、直に其の組合の組合員たらしむるものにして、加入若は脱退の自由を有せざるものとす（漁業令四五）然れども、特別の事由に依り一定の地區内に於ける一部の漁業者を以て組合員とする組合を設立することは、之を妨げざるものにして、此の場合に於ては、組合規約の定むる所に依り、組合員たる資格を有する者のみ組合員となるものとす（漁業令四六）。

〔組合の意思機關〕組合の意思機關は原則として總代會制度を採用せるも、組合員の少數なる組合に限り總會を以て總代會に代へ得るものとす。而して現在組合の大多數は總代會を設けたるが組合意思の決定は最も慎重にし、常に妥當適正を期せざるべからざるに鑑み、總代會に於ては、水產に關し智識經驗を有する者を參加せしむるの必要を認め、總代會の議員は、組合員中より互選する通常議員の外、通常議員の定數の三分の一以内に於て道知事の任命する特別議員を置くこととせり（漁組規則六）。

〔組合の執行機關〕組合長及理事は共同して組合を代表し且組合の業務を執行す、但し常務に付ては理事單獨に之を執行し代表し得るものとす。而して總代會に於て特別の事由ある場合の外、組合員中より選任することとなり居るも朝鮮總督が組合の實質なる發達を圖る上に於て必要ありと認むるときは、組合を指定し道知事をして其の指定したる組合の理事を任命せしむ（漁組規則一五）。昭和十二年度末現在の指定組合數は一四八に達せり。

〔組合の登記〕組合の事業は相當多岐に亘れるが、其の遂行上他と各種の交渉又は取引を爲す場合頗

る多きを以て、登記の制度を設け、一定の事項に付ては登記を爲さざれば他人に對抗し得ざることとせり（漁組規則三七）。即ち組合を設立したときは、其の目的、名稱、地區、組合員たる資格、主たる事務所、設立認可年月日、役員、（組合長、理事、監事）の氏名を登記することを要し（漁組規則四一）、且前記の登記事項中變更ありたるとき（漁組規則四二）、組合が解散し又は合併し若は分割したるときは各其の登記を爲すことを要するものとす（漁組規則四三、四四）。

〔組合の普及状況〕上述の如き目的を有する組合の存在は組合員たる漁民の福利を増進すると共に、漁村の向上發達に資する處多大なるべきを以て、官廳に於ては、從來組合の設立を勵奨し來りたる結果、昭和十二年度末に於ては其の數百九十九組合に達し（別表第一表參照）、殆ど朝鮮全沿岸に普及し、其の組合員數十三萬六千九十九人（一戸一人）に及び、總漁業者戸數の約八割を占む。而して此等の組合は相互連絡を密にし、漁村の向上發達に資しつつありて、漁村經營の中心機關を形成するに至れり。

〔組合の事業〕組合は其の目的に従ひ漁業権を取得し、又漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、組合員よりの預り金、漁業用品の共同購入、漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、魚付林の造成、養殖場、漁船繫留場、魚揚棧橋、貯水庫、冷藏庫、倉庫其の他の共同設備の設置を爲し、之等の施設は年と共に益々多きを加へつつあり。就中漁獲物及其の製品の委託販賣は、魚價の公正を

維持し、漁業者の利益増進上極めて適切なる事業なるに鑑み、年來之が獎勵に努めたる結果、昭和十二年度に於ける實施組合數百九十、其の取扱高四千四百餘萬圓に達し、良好なる成績を挙げつつあり。又漁業資金の貸付事業は、組合員の經濟状態に鑑み、極めて緊要なる施設にして、貸付事業を行ふ組合は昭和十二年度末現在に於て百六十八組合にして同年中貸付事業資金として運用せる額は起債によるもの五百四十餘萬圓組合の積立金に依るもの約八十萬圓計六百三十萬圓に達せるが、未だ漁民の要求に及ばざるものあり、今後益々組合資金の充實を圖るの要あり。

〔組合の助成〕組合の事業は漁村の維持經營に直接の關係を有し、其の適否の漁村に及ぼす影響甚大なるを以て、組合の健全なる發達を助成して其の施設を元からしむる爲、大正十一年度以降國費補助を開始せり。即ち組合の設立普及を圖る爲、新設の場合に於ては、一組合に付設立費として五百圓を補助し、又組合の發達は、先づ理事者に其の人を得るの必要あるを以て、理事給料年額の半額以内に於て五百四十圓を限度とし、三年間補助することとせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績とに鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し、之に代ふるに共同施設費に對し補助することとせり。而して補助開始以來昭和十二年度迄十六箇年間に於ける毎年度の補助組合數及補助金交付額等別表（第二乃至第四表）の通にして、各組合の施設は著しく充實するに至れり。

尙近時漁村の振興を策するの要緊切なるものあるに鑑み漁業組合を中心として振興施設を實施せし

むることとし、昭和八年度より新に共同施設充實の爲年額四萬圓の國庫補助金を支出し、又昭和十一年度より漁村振興指導職員設置費補助を開始せること既述の如し。

〔組合の経費〕組合の経費は其の享有する漁業権の行使料、委託販賣及共同購入に依る手數料、補助金、貸付金利子、賦課金等を以て之に充てつたり。近時委託販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても増加を見るに至りたるが、未だ之を以て組合の目的達成上速に施行を要する各種の施設事業費を支辨するに足らざるのみならず、賦課金に付ては組合員の經濟状態に鑑み到底多額の負擔を許さざるを以て、今後財政の許す場合更に進んで國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最も要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を探ると共に、一面漁業権の如きも單り専用漁業権に止まらず、漁業の性質上若は慣行上漁業組合に免許するを適當とするものは成るべく之を漁業組合に免許し、以て一面に於て、其の收入財源を與へ施設の完璧を期せしむるの要あり。

〔漁業組合聯合會〕上述の如く、沿岸漁村には、概ね漁業組合普及し、夫々堅實なる發達を遂げつつありと雖も、是等組合の活動は、地域又は經濟的事情に依り、一定の範圍に局限せらるるを以て、他組合との連絡上、將又共同施設遂行上不便尠からず、半島水産業の開發進展上遺憾とする所なり。故に少くとも一道内に於ける漁業組合を糾合して一體となし、以て漁業資金の貸付、漁獲物の委託販

賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱、其の他適切有效なる施設を爲し、併せて所屬組合に對し、業務上の指導を爲すべき聯合會を設立し、依て以て、益々組合の機能を發揚せしめ其の實效を收めしむるの要あり。茲に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を促進し、既に京畿、全北、全南、慶北、慶南、黃海、平南、平北、江原、咸南、咸北の十一道に其の設立を見るに至れり(別表第六表參照)。以上の聯合會は特殊の事情に在る全羅南道を除くの外、道内に於ける漁業組合の全部を網羅す。而して、聯合會の事業は現在に於ては所屬組合に對する金融事業を中心とし、其の起債に依る資金運用額別表(第七表)の通にして、漁村の金融を圓滑にし良好なる成績を擧げつつあり。其の他委託販賣、共同購入等の事業を實施し、就中全羅南道聯合會に於ける海苔の委託販賣の如き、慶尙南道の聯合會に於ける活魚の委託販賣の如き、其の成績見るべきものあり。而して聯合會に對しては理事長及理事の給料補助及所屬組合の目的達成の爲にする聯合會の施設に對し國庫補助を爲し之が助成を爲すと共に低利資金の供給を圖りつつあるも豫算其の他の事情に依り官廳に於ける助成施設未だ充分ならず今後補助の増額並に低利資金の供給等に關し、益々施設の充實を期し、以て會の基礎を鞏固にすると共に會の事業を振興せしめ、將來一層漁村の向上發展に寄與せしむるの要あり。

(別表) 第一表 道別漁業組合に關する調査 (昭和十二年度末現在)

道名	道別漁業組合に關する調査									
	組合員數	漁船數	損益計算	財産	資本	積立	金計	借入金	總高漁	販賣託
京畿	八百四十九人	九十九艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
忠南	八百五十三人	一百零七艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
全北	八百五十七人	一百零六艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
慶南	八百五十八人	一百零五艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
慶北	八百五十九人	一百零四艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
南北	八百六〇人	一百零三艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
黃海	八百六二人	一百零二艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
咸北	八百六三人	一百零一艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円
合計	八百六九人	一百零九艘	總益金 1,000円 總損金 1,000円 剩餘金 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	資本 1,000円 資本 1,000円 資本 1,000円	積立 1,000円 積立 1,000円 積立 1,000円	金計 1,000円 金計 1,000円 金計 1,000円	借入金 1,000円 借入金 1,000円 借入金 1,000円	總高漁 1,000円 總高漁 1,000円 總高漁 1,000円	販賣託 1,000円 販賣託 1,000円 販賣託 1,000円

備考

損益計算ハ一般會計及特別會計ヲ含ムモノトス。
積立金欄ニシテ借入運用於テ最高貸付額ナルヲ示ス。
「其ノ他」ノ内ノ金額ハ役員退職給與金積立金トス。

二 損益計算欄總益金中ニハ前年度繰越金ヲ含ムモノトス。
四 共同購入高ハ當該年度内ニ於ケル最高共同購入額ヲ掲ゲタルモノナリ。

第二表

自大正十二年
至昭和十二年度
道別漁業組合及同聯合會國庫補助表

備考
一本表ノ補助組合數ハ科目毎ニ正味補助組合數ヲ表ス。
二 各科目ヲ通じテ補助ヲ受ケタル總組合數ハ第五表ヲ參照スベシ。

第三表
自大正十二年
至昭和十二年度
年度別漁業組合、同聯合會及水產組合國庫補助表

第四表 施設種別漁業組合共同施設費國庫補助表
至昭和十二年度

第五表
自大正十一年度至昭和二十一年度
各道漁業組合別國庫補助表

一、補助組合數合計六〇九組合ハ數種以上ノ補助ヲ受ケ其ノ都度組合數重複セルヲ以テ第一號表及第三號表ノ補助組合數ト一致セズ。

二、施設件數ニ付テハ第五表ヲ參照スペシ。

道別組合名	設立費補助	經費補助	理事見習給料補助	共同施設費補助	計
京畿德積	一	期間	補助額	期間	補助額
	三年				
	一、二、三四年				
	一年				
	一月				
	三件				
	二、三四年				
	四、五年				

第八章 水產團體

第八章 水產團體

咸

北

鶴 清 上 寶 城 海 龍 禮 鶴 浦 雄 三 零 溫 西 日 東 梨 獨
南 古 津 坪 臺 城 浦 東 大 水
面 津 面 仲 灣 洞 洞 洞 面 下 基 面 洞 津 羅 新 面 津 津

道名	組合名	設立費補助	經費補助	理事見習給料補助	共同施設費補助	件數	補助額	計
總計	造山鷗	二組合 一、〇〇〇	一八年 三、七三三	一九年 四〇〇	一九組合 三七三五	一	四〇〇	六二〇六
		二四組合 二二〇〇〇	一九年 一〇〇	一九年 一〇〇	一九組合 一七三三	一	一〇〇	一〇〇
		一九組合 一九三三	一九年 一〇〇	一九年 一〇〇	一九組合 一七三三	一	一〇〇	一〇〇
		一九組合 一九三三	一九年 一〇〇	一九年 一〇〇	一九組合 一七三三	一	一〇〇	一〇〇
		一九組合 一九三三	一九年 一〇〇	一九年 一〇〇	一九組合 一七三三	一	一〇〇	一〇〇
		一九組合 一九三三	一九年 一〇〇	一九年 一〇〇	一九組合 一七三三	一	一〇〇	一〇〇
		一九組合 一九三三	一九年 一〇〇	一九年 一〇〇	一九組合 一七三三	一	一〇〇	一〇〇
		一九組合 一九三三	一九年 一〇〇	一九年 一〇〇	一九組合 一七三三	一	一〇〇	一〇〇

備考

組合名右肩ノ●印ハ合併又ハ解散ニ因リ現在消滅セル組合ヲトス。

第六表 漁業組合聯合會一覽表 (昭和十三年十一月末現在)

聯合會名	事務所所在地	設立年月日
京畿道漁業組合聯合會	仁川府花房町一ノ四	昭和十年十二月二十三日
全羅北道漁業組合聯合會	群山府西濱町一ノ八	昭和十一年十二月十五日
全羅南道漁業組合聯合會	光州府大和町四五ノ二	昭和六年一月六日
慶尚北道漁業組合聯合會	迎日郡浦項邑鶴南洞	昭和五年十一月二十九日
慶尚南道漁業組合聯合會	釜山府大橋通二ノ六九	昭和六年一月六日
黃海道漁業組合聯合會	海州府(物産陳列館内)	昭和十一年十一月六日
平安南道漁業組合聯合會	平壤府	昭和六年一月六日
平安北道漁業組合聯合會	新義州府鶴川町	昭和五年十一月二十九日
江原道漁業組合聯合會	高城郡長箭邑	昭和七年三月五日
咸鏡南道漁業組合聯合會	咸興府新興町一一一	昭和六年一月六日
咸鏡北道漁業組合聯合會	羅南邑道廳内	昭和十一年一月三十一日

第七表 起債に依る漁業組合聯合會事業資金額表
 (昭和二年)

(昭和十三年三月末現在)

合		賃別會名		起	
		聯合會		聯	
昭和二十年度當初借入運用額	大藏省預金	普通資金	六、六六	六、六六	六、六六
五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一九、〇〇〇	二九、〇〇〇	三九、〇〇〇
六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六
一、〇〇六、〇〇〇	八九五、七五五	四二二、四三一	一、〇〇六、〇〇〇	一、〇〇六、〇〇〇	一、〇〇六、〇〇〇
九九	九九	九九	九九	九九	九九
合		計	一、〇〇六、〇〇〇	一、〇〇六、〇〇〇	一、〇〇六、〇〇〇

第三節 朝鮮漁業組合中央會

朝鮮に於ける漁業組合は創設以來年と共に堅實なる發達を遂げ絞上の如く諸般の共同施設を經營し他面漁法及製法の改善漁家の更生指導等物心兩方面に亘る施設を爲し、漁民の福利増進に専念し來り特に近年農山漁村振興運動の擴充計畫實施に當りては、名實共に漁村經營の中心機關としての地位を確認せらるるに至れり。而して此等各組合の活動は地域又は經濟的事情に因り一定の範圍に局限せらるるを以て道を單位とする聯合會漸次設立せられたるも、近時水産業の飛躍的進展に伴ひ他道との連絡協調上並に共同施設遂行上此等團體の機構を全鮮に擴大し、之を一單位とする統轄團體の設立の要切なるものあり、昭和十二年五月本會の設立を見たり。右は隣保共助を指導精神とする漁業組合及聯合會を正會員（昭和十三年十月末加入漁業組合一八五、聯合會一〇）とし會員の共通的事業を全鮮

に擴大強化すると共に更に漁業組合趣旨を宣揚し漁業組合の發展並に漁民の福祉を助長せんとするものにして、其の目的を達成せしむる爲に左の事業を行ふものとす。

- 一、漁業組合に関する調査研究
- 二、漁業組合趣旨の宣傳
- 三、會報其他圖書の發行
- 四、漁業組合に關する功勞者の表彰
- 五、漁業組合に關する講習講話會の開催
- 六、正會員並に本會役職員に對する退職慰勞金の共同計算
- 七、建物及工作物の損害補填
- 八、受託物の委託販賣又は販賣の斡旋並に所要物品の共同購入

尙本會は設立後日尙淺きも着々として之が機能を發揚しつつあり同前各項に掲げたる事業中既に實施に係る主なるものを擧ぐれば (1) 漁業組合に關する功勞者の表彰を實施（昭和十三年度七人）し (2) 漁業組合職員養成の爲講習會を開催（昭和十三年七、八兩月開催「受講者三十二人」）し (3) 共濟規程を設け本會、漁業組合及同聯合會役職員に對する退職給與金其の他諸給與の共同計算を實施（昭和十三年十一月一日現在加入者數八百九名）し (4) 京城に本會直轄の業務所を置く外釜山及下關に

出張所を設け漁獲物及其の製品の委託販賣及漁業用資材の共同購入を實施し何れも相當の成果を收め就中委託販賣及共同購入並に之が斡旋事業に付ては之が運營の適否は漁業組合の發展又は漁民の利害に及ぼす影響甚大なるに鑑み之が改善施設に要する経費に對し國庫補助（昭和十三年度八千圓）を爲し其の發達を助成しつつあり。

第四節 水產組合及水產組合聯合會

朝鮮水產業の進展に伴ひ漸次業態を同じうする者を以て組織する組合の必要を認めらるるに至りたるを以て、昭和四年朝鮮漁業令の公布に伴ひ朝鮮水產組合規則を發布し、從來の水產組合に關する規定を改正整備し一定の地區内に居住する漁業者又は水產物の製造、取引若は保管を營業とする者は朝鮮總督の認可を受けて、當該水產業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正するを以て目的とする水產組合を設立することを得しむることとせり。爾來日尙淺きに拘らず、既に漁業者を以て組織する水產組合九、製造業者を以て組織する水產組合五、製造業者及販賣業者を以て組織する水產組合二、舊來より存續せる販賣業者を以て組織する水產組合一を合して現在十七組合（別表第一表參照）を算し又水產組合聯合會の嚆矢として昭和十一年五月咸北、咸南、江原三道の鰯油肥製造業水產組合は朝鮮鰯油肥製造業水產組合聯合會を設立せり。今各組合の狀況を概説すれば左の如し。

一、鰯油肥製造業水產組合 昭和五年經濟界不況の影響を受け鰯搾粕及鰯油の價格暴落し、鰯油肥製

造業の維持困難を來したるのみならず、延ては朝鮮漁業の大宗たる鮪漁業の廢頽を來すべき状勢に直面するに至りたるを以て、朝鮮東海岸に於ける鮪油肥製造業者等相諮り、共同の力に依りて、斯業の維持向上を圖らんことを期し、咸北、咸南、江原、慶北、慶南の五道に鮪油肥製造業水產組合を設立し、昭和八年慶南、慶北に於ては水產組合を解散して其の事業を漁業組合聯合會に於て繼續し各組合相連繫して施設の完璧を期しつつあるものにして咸鏡北道、咸鏡南道及江原道の三組合は鮪油肥の製造並に販賣の統制の中軸を爲すものなり。

(一) 製品の委託販賣 昭和六年度に於ては生産制限を爲し鮪油は之を合同油脂株式會社に、鮪搾粕は之を三菱商事株式會社に、夫々價額を定めて一手に販賣し之に依り當業者の採算的基礎を得、稀有の不況時にも拘らず斯業を維持繼續せしめ多大の效果を收めたり。昭和七年度に於ては、前年の實績に鑑み生産制限を撤廃し油は合同油脂株式會社及朝鮮皂素肥料株式會社に對し、價格算定の方式を定めて之を販賣し、鮪搾粕は將來五年間三菱商事株式會社に其の販賣を委託することに改め、前年度の如く賣切に依る双方の危険を緩和し、昭和八年度に於ては鮪油の價格の動搖を防止する爲鮪油の製品たる硬化油の内地賣數量と輸出數量との比率を創定して其の弊を緩和し、昭和九年度に於ては朝鮮油脂株式會社の設立せらるるあり、内地に於ても亦硬化油工場新設を計畫するものありて鮪油の割當成立せず遂に數量不定のものにつき競争入札の方法に依り販賣價格

を定むることとし、昭和十一年度に於ては鰯油は昭和九年度と同様入札の方法を探りたるが朝鮮當業者の要望に依り定量入札制を附加することとせり。又昭和十一年度に於ては昭和六年成立せる鰯油肥統制第一次五箇年の満了を機として益々本統制の強化を圖る必要を認め昭和十一年五月咸北、咸南、江原三道の油肥組合を糾合して朝鮮鰯油肥製造業水產組合聯合會（油肥聯）を設立し又慶北、慶南二道漁業組合聯合會は鰯油肥統制に關しては油肥聯に協力するの組織と爲し（イ）鰯油の販賣は油肥聯に於て從來の方法に依り之を行ひ、一面朝鮮内の石鹼製造業者に對しても販賣の途を拓き（ロ）粕の販賣は油肥聯に於て之を扱ひ直賣と三菱商事への委託との兩制度を採用せり。

昭和十二年度に於ては（1）鰯油の販賣は昭和十一年八月二十一日迄前年度鰯油基本契約を踏襲し九月以降の賣買に關し從來の方法と異なる主なるものは（イ）朝鮮鰯油の油價の適正、生産者の福利增進の施設として油肥聯及產地組合等の出資に依り昭和十二年五月朝鮮協同油脂株式會社設立せられたるに因り同會社工場用原料として使用する鰯油に付ては五十萬罐を限度として入札の方法に依らずして販賣の途を拓きたること（ロ）入札の方法に依り鰯油の賣買成立見込なき場合協同油脂株式會社に時價以上の價格を以て販賣すべき鰯油の全部又は一部を買取らしむる途を拓きたること（2）鰯搾粕の販賣方法は前年度の制を踏襲せり。

昭和十三年度に於ては (1) 鮪油の販賣は油肥聯と日本油脂外八硬化油製造會社間に於て昭和十三年度鮪油賣買基本契約を締結したるが從來の方法と異なる主なるものは (イ) 定量、不定量の入札制度を定量入札のみとし入札期日を毎月末日一回なりしを毎週一回とし (ロ) 賣買の成立の見込なきときは油肥聯の申出ある場合は契約の九社は保留量の比率に依り貰取ること (ハ) 朝鮮協同油脂に對しては特賣すること (2) 鮪搾粕の販賣方法は前年度の制を踏襲せり。

(二) 製品の輸送 製品は、從來製造業者又は取引業者各個に輸送しつつありし爲運賃比較的高率なりしを以て、組合は朝鮮郵船株式會社に一手に運送せしむることと爲したる爲著しく之を低下することを得て組合員の負擔を輕減せり。

尙近時時局の影響を受け船腹不足に因り朝郵の配船のみにては輸送の圓滑を缺ぐ實情に在るを以て之が緩和を圖る爲油肥聯に於ては製品(鮪油)の一部の直接輸送計畫を樹て既に昭和十三年鮪油輸送特別會計を設け實施準備中なり。

(三) 資金の貸付 鮪油肥製造に要する資金は、從來製品の引渡を條件とし高利を以て問屋業者仲賣業者又は金貸業者より供給せられたりしが、斯の如きは組合員の不利甚大なるを以て、組合に於ては起債を爲し之を組合員に貸付することとしたる爲從來に比し金利低下せるのみならず資金の融通頗る圓滑となれり。

今昭和十二年度に於ける組合別鮪油肥事業資金所要額を示せば左の如し。

組合名	原料購入資金	渡販賣及立替代金前	共同購入資金	計
製造業北道水産組合	五〇〇,〇〇〇円	二,〇〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	三,〇〇〇,〇〇〇円
製造業南道水産組合	五〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	三,〇〇〇,〇〇〇円
製造業水産組合	五〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	三,〇〇〇,〇〇〇円
製江原道水産組合	一,〇〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	一,〇〇〇,〇〇〇円	三,〇〇〇,〇〇〇円
合計	一,三〇〇,〇〇〇円	一〇,七〇〇,〇〇〇円	八〇,〇〇〇,〇〇〇円	九八,〇〇〇,〇〇〇円

其の他、組合員の事業上必要な物品の共同購入、保管倉庫又は貯油槽の建設、製造工場の整備等斯業の改善發達上必要なる施設を爲し多大の效果を收めつつあり。

二、朝鮮罐詰業水産組合 朝鮮に於ける蟹罐詰業は近年急激に勃興し、其の工場簇出し、原料の買入製品の販賣等に關し徒らに競争を惹起し、相互の利益を減殺して斯業の進展を阻害する所尠からざりしと又其の原料蟹は濫獲の結果早くも漸減の傾向を生じたるを以て、昭和五年當業者相諮り(1)原料供給の持續を策し、(2) 製品の統一向上を圖り(3) 製品販賣上に於ける弊害を矯正し以て斯業の將來を永遠に確保する爲、朝鮮蟹罐詰業水産組合を設立せり。而して昭和六年鮪トマト漬罐詰業

者を加へ、其の名稱を朝鮮罐詰業水產組合と改め、更に昭和十二年度各種鮪罐詰業者を昭和十三年度鮪罐詰業者を加へ事業の擴充強化を圖り爾來本組合は資金の貸付、製品の委託販賣、空罐、硫酸紙、トマト、調味料、其の他組合員の事業上必要なる物資の共同購入を爲すと共に製造方法の改善進歩を圖り良好の成績を收めつつあり。特に蟹及鰯トマト漬罐詰は輸出品にして、海外市場の開拓に伴ひ將來發展の餘地を存するを以て、本組合の事業は將來益々擴張せらるるに至るべし。

三、潛水器漁業水產組合 潛水器漁業は特殊の業態を形成し、其の主たる漁獲物たるなまこ、あわび、貝柱は主として滿洲國及中華民國に輸出せらるるを以て漁法の改良、取引の改善等に關し此等業者の連絡統制を圖るの必要を認めらるるに至り、昭和六年全鮮の潛水器漁業者を網羅する水產組合を設立し、更に昭和十三年度本漁業の操業區域を單位として四組合に改組し爾來資金の貸付、漁獲物及其の製品の委託販賣を爲すと共に、漁業の統制を圖りて蕃殖保護の實を擧げ良好の成績を收めつたり。

四、其の他の各水產組合は、各々其の業態に應じ、漁具漁法の改善、組合員の違反の防止、製法の改良、販賣の合理化等を圖り、以て斯業の改良發達並に營業上の弊害矯正に努めつつありて昭和十一年度よりは朝鮮第一區機船底曳網漁業水產組合及朝鮮第六區機船底曳網漁業水產組合の理事給料に對し補助金を交付せり。

第一表 水産組合及同聯合會一覽表

(昭和十三年十一月末現在)

名 称	地 区	組合員の資格	組合員數	事務所所在地	設立年月日
慶 南 海 藻 水 產 組 合	慶 尚 南 道	海 藻 の 賣 買 業 者	一〇人	釜山府大橋通二ノ一〇	大正 六〇、云
朝 鮮 鹽 菜 水 產 組 合	朝 鮮	蟹 罐 蛋 白 製 造 業 者 及 鯪 罐 蛋 白 製 造 業 者	三	京城府長谷川町一	昭和 五、六、七
咸 鏡 北 道 魷 油 肥 級 網 漁 產 組 合	咸 鏡 北 道	機 船 底 牂 網 漁 業 者	五七	清津府港町七 (水產ビル内)	ノ
咸 鏡 南 道 魷 油 肥 級 網 漁 產 組 合	咸 鏡 南 道	機 船 底 牂 網 漁 業 者	五七	元 山 府 海 岸 通	五、〇、二
咸 鏡 北 道 魷 油 肥 級 網 漁 產 組 合	咸 鏡 北 道	鰆 油 及 鰆 捕 級 製 造 業 者	四六	大 清 津 府 實 町	五、二、二
水 原 道 魷 油 肥 級 網 漁 產 組 合	江 原 道	鰆 油 及 鰆 捕 級 製 造 業 者	八三	江 原 道 江陵郡注文里	ノ
水 原 道 魷 油 肥 級 網 漁 產 組 合	江 原 道	鰆 油 及 鰆 捕 級 製 造 業 者	八三	江 原 道 江陵郡注文里	ノ
咸 鏡 北 道 輸 出 魷 水 產 組 合	慶 尚 南 道	慶 尚 南 道 鹽 海 漢 (於ケル定置漁業權ヲ有スル者)	一九	慶 尚 南 道 統 督 郡 統 督 邑	五、二、一
鴨 綠 江 白 魚 水 產 組 合	平 安 北 道	新義州府、義州郡、龍川郡内ニ居住スル白魚輸出向鹽漬製造業者及取引業者	二三	新 義 州 府 本 町	六、二、七
水 咸 鏡 北 道 輸 出 魷 水 產 組 合	慶 尚 南 道	新義州府、義州郡、龍川郡内ニ居住スル白魚煮乾品製造業者	二四	新 義 州 府 本 町	六、二、七
鴨 綠 江 白 魚 水 產 組 合	平 安 北 道	新義州府、義州郡、龍川郡内ニ居住スル白魚輸出向鹽漬製造業者及取引業者	二五	新 義 州 府 本 町	六、二、七

第二表 水産組合及同聯合會に關する調査

(昭和十三年三月三十一日現在)

朝鮮第四區潛水器漁業
產組合
京機道、忠淸南道、
全羅北道、黃海道、
平安北道、平安南道
道
朝鮮漁業令施行規則第
七條ニ規定スル潛水器
漁業ノ操業區域第四區
於テ操業スルモノ

備

考
組合名右肩ノ○印ハ朝鮮水産組合規則第六條ニ依ル指定組合ナリ。
損益計算剩餘金欄中△印ハ缺損トス。
積立金欄「事業資金」ノ()内ノ金額ハ役職員退職給與金積立金トス。

昭和十四年三月二十五日 印刷
昭和十四年三月三十一日 發行

朝鮮總督府殖產局



京城府太平通二丁目一番地

印刷所 大海堂印刷株式會社

S. D. Hahn

1939년 발행

